

令和3年度実施施策に係る
政策評価の事前分析表

国家公安委員会・警察庁

第1 本事前分析表の趣旨

「国家公安委員会及び警察庁における政策評価に関する基本計画」（平成30年8月国家公安委員会・警察庁決定）においては、実績評価方式による評価について、国家公安委員会及び警察庁の所掌する政策の体系として、警察行政における主要な目標（基本目標）及び当該基本目標を実現するための個別の政策が目指す具体的目標（業績目標）を設定した上で、業績目標ごとに設定した業績指標を1年以上の一定期間測定することにより、業績目標の実現状況を評価するものとし、毎年度、事前分析表を作成し、公表することとしている。

第2 凡例

本事前分析表における用語等の意義は、特に断りのない限り、次のとおりである。

1 (1) 刑法犯

道路上の交通事故に係る危険運転致死傷（改正前の刑法第208条の2の危険運転致死傷をいう。以下同じ。）、業務上（重）過失致死傷及び自動車運転過失致死傷（改正前の刑法第211条第2項の自動車運転過失致死傷をいう。以下同じ。）を除いた「刑法」に規定する罪並びに「爆発物取締罰則」、「決闘罪ニ関スル件」、「暴力行為等処罰ニ関スル法律」、「盗犯等ノ防止及処分ニ関スル法律」、「航空機の強取等の処罰に関する法律」、「火炎びんの使用等の処罰に関する法律」、「航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律」、「人質による強要行為等の処罰に関する法律」、「流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法」、「サリン等による人身被害の防止に関する法律」、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」、「公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律」及び「公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律」に規定する罪をいう。

(2) 特別法犯

上記(1)の「刑法犯」以外の罪をいう。ただし、道路上の交通事故に係る危険運転致死傷、業務上（重）過失致死傷、自動車運転過失致死傷及び「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」に規定する罪並びに「道路交通法」、「道路運送法」、「道路運送車両法」、「道路法」、「自動車損害賠償保障法」、「高速自動車国道法」、「駐車場法」、「自動車の保管場所の確保等に関する法律」、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」、「タクシー業務適正化特別措置法」、「貨物利用運送事業法」、「貨物自動車運送事業法」、「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律」及び「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律」に規定する罪を除く。

(3) 包括罪種

刑法犯を「凶悪犯」、「粗暴犯」、「窃盗犯」、「知能犯」、「風俗犯」、「その他の刑法犯」の6種に分類したものをいう。

ア 凶悪犯・・・殺人、強盗、放火及び強制性交等（強姦（改正前の刑法第177条の強姦、同法第178条第2項の準強姦、同法第178条の2の集団強姦及び集団準強姦、同法第181条第2項の強姦致死傷並びに同法第181条第3項の集団強姦致死傷をいう。以下同じ。）並びに改正後の刑法第177条の強制性交等、同法第178条第2項の準強制性交等、同法第179条第2項の監護者性交等及び同法第181条第2項の強制性交等致死傷をいう。）をいう。

イ 粗暴犯・・・暴行、傷害、脅迫、恐喝及び凶器準備集合をいう。

ウ 窃盗犯・・・窃盗をいう。

エ 知能犯・・・詐欺、横領（占有離脱物横領を除く。）、偽造、汚職、背任及び「公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律」に規定する罪をいう。

オ 風俗犯・・・賭博及びわいせつをいう。

カ その他の刑法犯・・・公務執行妨害、住居侵入、逮捕監禁、器物損壊等上記に掲げるもの以外の刑法犯をいう。

2 (1) 非行少年

犯罪少年、触法少年、ぐ犯少年をいう。

ア 犯罪少年・・・犯罪行為をした14歳以上20歳未満の者（少年法第3条第1項第1号）

・ 刑法犯少年・・・犯罪少年のうち刑法犯で警察に検挙された者

イ 触法少年・・・刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の者（少年法第3条第1項第2号）

ウ ぐ犯少年・・・刑罰法令に該当しないぐ犯事由があつて、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある20歳未満の者（少年法第3条第1項第3号）

(2) 不良行為少年

非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、家出等を行つて警察に補導された20歳未満の者をいう。

3 交通事故

道路交通法第2条第1項第1号に規定する道路において、車両等及び列車の交通によって起こされた事故で、人の死亡又は負傷を伴うもの（人身事故）をいう。

4 (1) 認知件数

警察において発生を認知した事件の数をいう。

(2) 検挙件数

刑法犯において警察で検挙した事件の数をいい、解決事件の件数を含む。

(3) 検挙人員

刑法犯において警察で検挙した事件の被疑者の数をいい、解決事件に係る者を含まない。

(4) 検挙率

認知件数に対する検挙件数の割合を次のとおり計算して百分比で表したものをいう。

$$\frac{\text{検挙件数（当該年の前年以前の認知事件の検挙を含む。）}}{\text{当該年の認知件数}} \times 100$$

なお、検挙件数には、当該年の前年以前の認知事件の検挙が含まれることから、検挙率が100%を超える場合がある。

(5) 送致件数

警察において送致・送付した事件の件数をいう。

(6) 送致人員

警察において事件を送致・送付した被疑者の数をいう。

※ 未遂罪及び予備罪は、それぞれの既遂の罪に含めている。

※ 統計、図表その他の計数資料における平成29年7月12日以前の「強制性交等」は、強姦の数値である。

※ 四捨五入の関係で、合計の数値と内訳の数値の計等が一致しない場合がある。

第3 政策の体系

基本目標1 市民生活の安全と平穩の確保

- 業績目標1 総合的な犯罪抑止対策の推進
- 業績目標2 地域警察官による街頭活動及び初動警察活動の強化
- 業績目標3 悪質商法等の防止及び環境破壊等の防止

基本目標2 犯罪捜査の的確な推進

- 業績目標1 重要犯罪・重要窃盗犯の検挙向上
- 業績目標2 政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化
- 業績目標3 捜査への科学技術の活用
- 業績目標4 被疑者取調べの適正化

基本目標3 組織犯罪対策の強化

- 業績目標1 暴力団等犯罪組織の存立基盤の弱体化
- 業績目標2 オレオレ詐欺をはじめとする特殊詐欺の捜査活動及び予防活動の強化
- 業績目標3 国際組織犯罪対策の強化

基本目標4 安全かつ快適な交通の確保

- 業績目標1 歩行者・自転車利用者の安全確保
- 業績目標2 運転者対策の推進
- 業績目標3 道路交通環境の整備

基本目標5 国の公安の維持

- 業績目標1 重大テロ事案等を含む警備犯罪への的確な対処
- 業績目標2 災害への的確な対処
- 業績目標3 対日有害活動、国際テロ等の未然防止及びこれら事案への的確な対処

基本目標6 犯罪被害者等の支援の充実

- 業績目標1 犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実

基本目標7 安心できるIT社会の実現

- 業績目標1 サイバーセキュリティの確保とサイバー犯罪・サイバー攻撃の抑止

令和3年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

基本目標1 業績目標1

(警察庁3-①)

基本目標	市民生活の安全と平穩の確保			政策所管課	生活安全企画課、少年課、保安課				政策評価実施予定時期	令和4年7月頃		
業績目標	総合的な犯罪抑止対策の推進			政策体系上の位置付け	市民生活の安全と平穩の確保							
業績目標の説明	地域の犯罪情勢に即した犯罪抑止対策、少年の非行防止や良好な生活環境の保持を目的とした施策等、総合的な犯罪抑止対策を推進することにより、国民が安全にかつ安心して暮らせる社会を実現する。											
業績指標	達成目標	基準年	達成年	年度ごとの実績値・施策の推進状況(実績)(注3)								目標設定の考え方及び根拠
				項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成28～令和2年度(平均)	令和3年度	
① 重要犯罪(注1)の認知件数	地域住民等の安全を脅かしている重要犯罪の認知件数について、過去5年間の平均値を大きく下回る。	平成28～令和2年度	令和3年度	重要犯罪(件)	11,298	10,866	10,460	9,999	8,729	10,270	地域住民等の安全を脅かしている重要犯罪の認知件数の減少は、地域の犯罪情勢に即した犯罪抑止対策や子供と女性を性犯罪等の被害から守るための取組が的確に推進されたことを示し、総合的な犯罪抑止対策の推進状況の度合いを測る一つの指標となるため。	
				殺人	876	921	952	926	894	914		
				強盗	2,169	1,873	1,691	1,596	1,244	1,715		
				放火	937	922	868	842	768	867		
				強制性交等	967	1,139	1,374	1,419	1,330	1,246		
				略取誘拐 人身売買	222	261	306	309	360	292		
強制わいせつ	6,127	5,750	5,269	4,907	4,133	5,237						
② 住宅対象侵入犯罪(注2)の認知件数	地域住民等の安全を脅かしている住宅対象侵入犯罪の認知件数について、過去5年間の平均値を大きく下回る。	平成28～令和2年度	令和3年度	住宅対象侵入犯罪(件)	54,271	50,537	43,901	41,524	29,598	43,966	地域住民等の安全を脅かしている住宅対象侵入犯罪の認知件数の減少は、地域の犯罪情勢に即した犯罪抑止対策が的確に推進されたことを示し、総合的な犯罪抑止対策の推進状況の度合いを測る一つの指標となるため。	
				住宅強盗	164	149	160	158	124	151		
				空き巣	26,540	24,830	21,456	19,110	12,474	20,882		
				忍込み	9,480	9,387	7,508	8,008	5,417	7,960		
				居空き	2,177	1,879	1,839	1,388	1,139	1,684		
住居侵入	15,910	14,292	12,938	12,860	10,444	13,289						
注1 殺人、強盗、放火、強制性交等、略取誘拐・人身売買及び強制わいせつ 注2 住宅強盗、空き巣、忍込み、居空き及び住居侵入 注3 令和2年度及び平成28～令和2年度の平均は暫定値である。												

参考指標	年度(年)ごの実績値							参考指標の考え方
	項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
① 刑法犯の認知件数(注4)	刑法犯認知件数(件)	975,390	890,888	804,108	737,810	584,813		刑法犯認知件数は、業績指標①及び②をめぐる情勢等を把握・分析する際の参考指標となる。
② 防犯ボランティア団体の活動状況(防犯ボランティア団体数及び構成員数)(注5)	団体数(団体)	48,160	47,444	47,180	46,135	46,002		防犯ボランティア団体の活動状況は、業績指標①及び②をめぐる情勢等を把握・分析する際の参考指標となる。
	構成員数(人)	2,725,437	2,626,016	2,588,549	2,503,358	2,477,546		
③ 少年非行防止のための取組の推進状況(刑法犯少年の検挙人員、不良行為少年の補導人員及び少年相談受案件数)	刑法犯少年の検挙人員(人)(注4)	30,228	25,678	22,482	19,682	16,748		少年非行防止のための取組の推進状況は、業績指標①をめぐる情勢等を把握・分析する際の参考指標となる。
	不良行為少年の補導人員(人)(注5)	536,420	476,284	404,754	374,982	333,182		
	少年相談受案件数(非行問題)(件)(注5)	10,482	10,528	11,079	10,188	8,770		
④ 児童が被害者となる犯罪(児童ポルノ事犯、児童買春事犯及び児童虐待事件)の検挙件数及び警察から児童相談所に通告した児童数	児童ポルノ事犯の検挙件数(件)(注4)	2,153	2,526	3,184	3,024	2,758		児童ポルノ事犯、児童買春事犯及び児童虐待事件の検挙件数並びに警察から児童相談所に通告した児童数は、業績指標①をめぐる情勢等を把握・分析する際の参考指標となる。
	児童買春事犯の検挙件数(件)(注4)	857	913	843	725	656		
	児童虐待事件の検挙件数(件)(注5)	1,081	1,138	1,380	1,972	2,133		
	警察から児童相談所に通告した児童数(人)(注5)	54,227	65,431	80,252	98,222	106,991		
⑤ SNS(注6)の利用に起因する犯罪に遭った児童の数(注5)	SNSの利用に起因して犯罪被害に遭った児童数(人)	1,736	1,813	1,811	2,082	1,819		SNSの利用に起因する犯罪に遭った児童の数は、業績指標①をめぐる情勢等を把握・分析する際の参考指標となる。
⑥ 風俗関係事犯の検挙件数及び検挙人員並びに風俗営業等に対する行政処分件数	検挙件数(件)(注4)	5,127	4,692	4,758	4,524	4,191		風俗関係事犯の検挙件数及び検挙人員並びに風俗営業等に対する行政処分件数は、業績指標①をめぐる情勢等を把握・分析する際の参考指標となる。
	検挙人員(人)(注4)	5,044	4,523	4,566	4,253	3,886		
	行政処分件数(件)(注5)	6,992	6,713	5,506	5,339	3,751		
⑦ 「社会意識に関する世論調査」の結果				-				「社会意識に関する世論調査」は、業績指標①及び②をめぐる情勢等を把握・分析する際の参考指標となる。
注4 令和2年度は暫定値である。 注5 各年の実績値を記入している。 注6 Social Networking Serviceの略。								

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		令和3年度 概算要求額	関連する 業績指標	達成手段の概要等	令和3年度行政事業レビュー	
	令和元年度	令和2年度				事業番号	事業名
(1) 持続可能な安全安心まちづくりの推進(平成26年度)	—			①・②・参②	防犯ボランティア活動を通して感じている問題点や障害となっている課題を抽出し、ニーズに応じた対策を推進することで、構成員の高齢化・固定化の解消や、地域コミュニティ主体による活動の活性化を図り、社会の各層が参加する持続可能な活動とするための取組を推進する。また、街灯や防犯カメラ等の整備を行おうとする地域に対し、地域住民の合意形成、費用負担、運営管理等に係るノウハウを提供し、街灯や防犯カメラ等防犯環境の整備を促進する。	R2-1	防犯ボランティア支援事業の推進
(2) 子供女性安全対策班が行う先制・予防的警察活動等の子供と女性を性犯罪等の被害から守るための取組の推進(21年度)	—			①	21年以降、都道府県警察本部に設置された子供女性安全対策班が子供や女性を対象とする性犯罪等の前兆と見られる声掛け、つきまとい等の行為者を特定し、検挙・指導・警告措置を講ずる「先制・予防的活動」を推進し、子供や女性を被害者とする性犯罪等の未然防止に努める。		
(3) 地域住民等に対する防犯情報の提供の推進	—			①・②	地域住民等に対して、警察の有する犯罪発生場所、発生状況等の情報や防犯対策情報等を携帯電話の電子メール、ウェブサイトを用いるなどして提供する。		
(4) 防犯優良マンション等防犯性に優れた住宅の普及の促進(11年度)	—			①・②	防犯関係団体と協力して、防犯に配慮した構造や設備を有するマンションを防犯優良マンションとして登録又は認定する制度等の構築を推進するなど、防犯性に優れた住宅の普及を促進し、住宅侵入犯罪を抑止する。		
(5) 防犯性能の高い建物部品の開発・普及の促進(16年度)	—			①・②	警察庁、経済産業省、国土交通省及び建物部品関連の民間団体で構成する「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」において、一定の防犯性能があると評価した建物部品(CP部品)の開発・普及を促進し、住宅の防犯性能を高め、住宅侵入犯罪を抑止する。	R2-3	生活安全警察執務資料作成等
(6) 非行少年を生まない社会づくりの推進	—			①・参③	少年サポートセンターの少年補導職員等を中心に、問題を抱えた少年に対する継続的な助言や少年警察ボランティア等と協働した支援活動、非行防止教室の実施等により、非行少年を生まない社会づくりを推進する。	R2-2 R2-3	児童の性的搾取等対策・少年非行防止対策・児童虐待対策の推進 生活安全警察執務資料作成等
(7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律的確な運用をはじめとする繁華街・歓楽街の安全安心の確保に向けた総合対策の推進	—			①・参⑥	繁華街・歓楽街を中心とした視察や風俗営業所等への立入り等により風俗実態を把握し、積極的な行政処分と暴力団、来日外国人犯罪組織等の関与も視野に入れた厳正な取締りにより違法営業を排除する。また、地元商工会、地域住民、自治体等による協議会を設置するなどし、官民の連携による各種防犯活動や環境浄化活動等を推進するほか、まちづくり計画等に基づいた各種整備事業等を推進する。		
(8) 人身取引事犯の取締りの強化	—			①・参⑥	幅広く情報収集を行うとともに突き上げ捜査を行い、各種法令を多角的に運用して、雇用主やブローカーの検挙に努めるなど人身取引事犯の取締りを行う。	R2-3	生活安全警察執務資料作成等
(9) 猟銃等の所持者に対する指導の徹底と不適格者の確実な排除	—			①	猟銃等の取扱いに関する基本的な事項に加え、具体的な事故原因・防止方策等の指導を徹底するとともに、面談調査・周辺調査等の各種調査や照会により不適格者の排除を確実にを行い、猟銃等による事件・事故の発生を抑止する。		
(10) 少年の保護対策の推進	—			①・参④・参⑤	児童ポルノ事犯、児童買春事犯、SNS等の利用に起因する事犯及び児童虐待事件等の児童を被害者とする犯罪等に対し、積極的な取締り、被害少年の支援、児童や保護者に対する広報・啓発活動、関係機関と連携した取組等の対策を講ずることで、少年の保護対策を推進する。	R2-2 R2-3	児童の性的搾取等対策・少年非行防止対策・児童虐待対策の推進 生活安全警察執務資料作成等

基本目標に関する予算額等	基本目標に関する予算額等は、令和元年度執行額131,283千円(179,994,112千円)、令和2年度当初予算額235,570千円(157,497,903千円)、令和3年度当初予算額267,386千円(127,906,259千円)である(生活安全警察費、〈〉内は複数の政策にわたる経費)。
業績目標に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「『世界一安全な日本』創造戦略」(平成25年12月10日閣議決定) <ul style="list-style-type: none"> Ⅲ 戦略の内容 <ul style="list-style-type: none"> 3 犯罪の繰り返しを食い止める再犯防止対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> (1) 対象者の特性に応じた指導及び支援の強化 4 社会を脅かす組織犯罪への対処 <ul style="list-style-type: none"> (4) 銃器対策の推進 (5) 国際組織犯罪対策 (6) 組織的に取行される各種事犯への対策 5 活力ある社会を支える安全・安心の確保 <ul style="list-style-type: none"> (1) 子供・女性・高齢者の安全を守るための施策の推進 (4) 公共空間における街頭犯罪や住宅等における侵入犯罪等への対策の推進
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「人身取引対策行動計画2014」(平成26年12月16日犯罪対策閣僚会議) <ul style="list-style-type: none"> 4 人身取引の撲滅 <ul style="list-style-type: none"> (1) 取締りの徹底 (2) 国境を越えた犯罪の取締り
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「子供・若者育成支援推進大綱」(平成28年2月子ども・若者育成支援推進本部決定) <ul style="list-style-type: none"> 第3 基本的な施策 <ul style="list-style-type: none"> 1 全ての子供・若者の健やかな育成 2 困難を有する子供・若者やその家族の支援 3 子供・若者の成長のための社会環境の整備 4 子供・若者の成長を支える担い手の養成 第4 施策の推進体制等
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子供の性被害防止プラン(児童の性的搾取等に係る対策の基本計画)(平成29年4月18日犯罪対策閣僚会議決定) <ul style="list-style-type: none"> Ⅲ 基本計画の具体的施策 <ul style="list-style-type: none"> 1 児童の性的搾取等の撲滅に向けた国民意識の向上及び国民運動の展開並びに国際社会との連携の強化 2 児童が性的搾取等の被害に遭うことなく健やかに成長するための児童及び家庭の支援 3 児童の性的搾取等に使用されるツール等に着目した被害の予防・拡大防止対策の推進 4 被害児童の迅速な保護及び適切な支援の推進 5 被害情勢に即した取締りの強化と加害者の更生 6 児童が性的搾取等の被害に遭わない社会の実現のための基盤の強化

令和3年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

基本目標1 業績目標2

基本目標	市民生活の安全と平穩の確保			政策所管課	生活安全企画課	政策評価実施予定時期	令和4年7月頃				
業績目標	地域警察官による街頭活動及び初動警察活動の強化			政策体系上の位置付け	市民生活の安全と平穩の確保						
業績目標の説明	地域警察官の現場執行力の強化、交番機能の強化等により地域警察官による街頭活動の一層の推進を図るとともに、通信指令機能の強化を中心とした初動警察活動の強化を図る。										
業績指標	達成目標	基準年	達成年	年度ごとの実績値・施策の推進状況(実績)(注1)							目標設定の考え方及び根拠
				項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成28～令和2年度(平均)	
① 刑法犯及び特別法犯の総検挙人員に占める地域警察官による検挙人員の割合	刑法犯及び特別法犯の総検挙人員に占める地域警察官による検挙人員の割合について、過去5年間の平均並みの水準を維持する。	平成28～令和2年度	令和3年度	総検挙人員(人)	286,660	273,344	266,244	251,659	243,968	264,375	刑法犯及び特別法犯の総検挙人員に占める地域警察官による検挙人員の割合は、地域警察官による街頭活動の強化の度合いを測る一つの指標となるため。
				うち地域警察官による検挙人員(人)	208,133	194,445	185,429	169,438	162,242	183,937	
				占める割合(%)	72.6%	71.1%	69.6%	67.3%	66.5%	69.6%	
注1 令和2年度及び平成28～令和2年度の平均は暫定値である。令和元年度の数値は確定値に変更している。											
② 緊急配備(注2)中における、緊急配備の対象となった事件検挙件数の割合	緊急配備中における、緊急配備の対象となった事件検挙件数の割合について、過去5年間の平均並みの水準を維持する。	平成28～令和2年度	令和3年度	緊急配備実施件数(件)	6,982	6,496	7,685	5,960	4,683	6,361	重要事件に対する緊急配備中における検挙件数の割合は、初動警察活動の強化の度合いを測る一つの指標となるため。
				うち検挙件数(件)	2,155	1,970	1,918	1,498	1,257	1,760	
				占める割合(%)	30.9%	30.3%	25.0%	25.1%	26.8%	27.7%	
注2 殺人・強盗等に関する事件、窃盗事件、ひき逃げ事件、誘拐・人質事件、社会的又は国際的反響の大きい特異な事件、銃砲・火薬類に関する事件、集团的暴力事件、その他(特に緊急の措置を必要とする事件等)が対象事件である。											
参考指標	年度(年)ごとの実績値(注3)							参考指標の考え方			
	項目	平成28年度(年)	平成29年度(年)	平成30年度(年)	令和元年度(年)	令和2年度(年)	令和3年度(年)				
① 地域警察官による刑法犯及び特別法犯の検挙人員	刑法犯(人)	169,799	158,086	148,727	135,231	126,446		地域警察官による刑法犯及び特別法犯の検挙人員は、業績指標①をめぐる情勢等を把握・分析する際の参考指標となる。			
	特別法犯(人)	38,334	36,359	36,702	34,207	35,796					
	計	208,133	194,445	185,429	169,438	162,242					
② 警察本部の通信指令室で直接受理した110番通報に対するレスポンス・タイム(※年単位で算出)	レスポンス・タイム	7分5秒	7分5秒	7分25秒	8分9秒	7分57秒		警察本部の通信指令室で直接受理した110番通報に対するレスポンス・タイムは、業績指標②をめぐる情勢等を把握・分析する際の参考指標となる。			
注3 令和2年度は暫定値である。											
達成手段(開始年度)	補正後予算額(執行額)		令和3年度概算要求額	関連する業績指標	達成手段の概要等	令和3年度行政事業レビュー					
	令和元年度	令和2年度				事業番号	事業名				
(1) 犯罪の発生状況を踏まえたパトロールの実施	—			①・②・参①	犯罪の多発する時間帯・地域を重点に管内の治安情勢に即したパトロールを行い、犯罪の抑止及び検挙に努めるよう、都道府県警察に対し指示する。						
(2) 職務質問技能の伝承(10年度)	—			①・②・参①	全都道府県警察本部に設置されている職務質問技能指導班による指導、専科教養の実施、研修会の開催等、地域警察官の職務質問技能の伝承に関する取組を推進する。						
(3) 交番相談員の活用(6年度)	—			①・参①	交番相談員の活用により、交番機能の強化を図る。						
(4) 初動警察刷新強化施策の推進(21年度)	—			①・②・参②	通信指令機能の強化、通信指令を担う人材の育成強化、初動警察における事案対応能力の強化等を推進する。						
基本目標に関する予算額等	基本目標に関する予算額等は、令和元年度執行額131,283千円(179,994,112千円)、令和2年度当初予算額235,570千円(157,497,903千円)、令和3年度当初予算額267,386千円(127,906,259千円)である(生活安全警察費、〈〉内は複数の政策にわたる経費)。										
業績目標に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	○ 「『世界一安全な日本』創造戦略」(平成25年12月10日閣議決定) Ⅲ 戦略の内容 5 活力ある社会を支える安全・安心の確保 (4) 公共空間における街頭犯罪や住宅等における侵入犯罪等への対策の推進										

令和3年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

基本目標1 業績目標3

(警察庁3-③)

基本目標	市民生活の安全と平穩の確保	政策所管課	生活経済対策管理官	政策評価実施予定時期	令和4年7月頃							
業績目標	悪質商法等の防止及び環境破壊等の防止	政策体系上の位置付け	市民生活の安全と平穩の確保									
業績目標の説明	悪質商法事犯等や後の世代に引き継ぐべき生活環境を破壊する環境事犯の取締りを推進することで、市民生活の安全と平穩を確保する。											
業績指標	達成目標	年ごとの実績値・施策の推進状況(実績)									目標設定の考え方及び根拠	
		基準年	達成年	項目	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	平成28～令和2年(平均)		令和3年
① 悪質商法事犯等(注1)の検挙事件数及び検挙人員	悪質商法事犯等の検挙事件数及び検挙人員について、過去5年間の平均並みの水準を維持する。	平成28～令和2年	令和3年	検挙事件数(事件)	683	950	879	812	762	817		悪質商法事犯等の検挙事件数及び検挙人員について、左記の目標を達成することは、悪質商法事犯等の取締りが継続して推進されたことを示し、市民生活の安全と平穩の確保の度合いを測る一つの指標となるため。
				検挙人員(人)	1,013	1,270	1,164	1,130	1,035	1,122		
注1 利殖勧誘事犯、特定商取引等事犯及びヤミ金融事犯												
② 産業廃棄物事犯の検挙事件数及び検挙人員	産業廃棄物事犯の検挙事件数及び検挙人員について、過去5年間の平均並みの水準を維持する。	平成28～令和2年	令和3年	検挙事件数(事件)	790	744	747	706	801	758		廃棄物事犯の検挙事件数及び検挙人員について、左記の目標を達成することは、産業廃棄物事犯の取締りが継続して推進されていることを示し、環境破壊等の防止の度合いを測る一つの指標となるため。
				検挙人員(人)	1,213	1,107	1,087	1,025	1,177	1,122		
参考指標			年ごとの実績値								参考指標の考え方	
			項目	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年		令和3年		
① 悪質商法事犯等の相談件数(注2)	利殖勧誘事犯の相談件数(件)			1,745	1,314	1,330	1,560	1,806			悪質商法事犯等の相談件数は、業績指標①をめぐる情勢等を把握・分析する際の参考指標となる。	
	特定商取引等事犯の相談件数(件)			5,938	5,466	6,511	7,113	10,016				
	ヤミ金融事犯の相談件数(件)			11,829	10,109	7,772	6,690	5,574				
注2 都道府県警察における相談受理件数(平成27年は集計していない。)												
② 産業廃棄物の不法投棄件数(注3)	項目			平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度		令和3年度	産業廃棄物の不法投棄件数は、業績指標②をめぐる情勢等を把握・分析する際の参考指標となる。	
	不法投棄件数(件)			131	163	155	151					
注3 産業廃棄物の不法投棄件数については、環境省「産業廃棄物の不法投棄等の状況について」から引用												
③ 生活経済事犯に利用された口座の金融機関への情報提供件数(注4)	項目			平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年		令和3年	生活経済事犯に利用された口座の金融機関への情報提供件数は、業績指標①をめぐる情勢等を把握・分析する際の参考指標となる。	
	件数(件)			24,191	19,408	15,609	11,764	10,524				
注4 利殖勧誘事犯、特定商取引等事犯及びヤミ金融事犯に関するものに限る。												

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		令和3年度 概算要求額	関連する 業績指標	達成手段の概要等	令和3年度行政事業レビュー	
	令和元年度	令和2年度				事業番号	事業名
(1) 悪質商法事犯等及び産業廃棄物事犯の取締りの推進	—			①・②	被害の拡大防止を意識した悪質商法事犯等の早期の事件化を図るほか、国民の健康を脅かす可能性が高い産業廃棄物事犯の取締りを推進する。	R2-3	生活安全警察執務資料作成等
(2) 生活経済事犯に利用された口座の金融機関への情報提供の推進				①・参③	悪質商法等の被害拡大防止や被害回復を図るため、生活経済事犯に利用された口座の金融機関への情報提供を推進する。		
(3) 関係機関・団体との連携の推進				①・②・参③	消費者庁等の関係機関及び金融機関等と連携しつつ、悪質商法等や環境犯罪等への対策を推進する。		
基本目標に関する予算額等	基本目標に関する予算額等は、令和元年度執行額131,283千円<179,994,112千円>、令和2年度当初予算額235,570千円<157,497,903千円>、令和3年度当初予算額267,386千円<127,906,259千円>である(生活安全警察費、<)内は複数の政策にわたる経費)。						
業績目標に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	○ 「世界—安全な日本」創造戦略(平成25年12月10日閣議決定) Ⅲ 戦略の内容 4 社会を脅かす組織犯罪への対処 (6) 組織的に敢行される各種事犯への対策 5 活力ある社会を支える安全・安心の確保 (2) 特殊詐欺対策の強化 (3) 生活経済事犯への対策の強化						

令和3年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

基本目標2 業績目標1

基本目標	犯罪捜査の的確な推進	政策所管課	捜査第一課、捜査支援分析管理官、犯罪鑑識官	政策評価実施予定時期	令和4年7月頃
業績目標	重要犯罪・重要窃盗犯の検挙向上	政策体系上の位置付け	犯罪捜査の的確な推進		
業績目標の説明	国民の安全・安心に資するよう、重要犯罪・重要窃盗犯の検挙に向けた取組を推進する。				

業績指標	達成目標	基準年	達成年	年度ごとの実績値・施策の推進状況(実績)							目標設定の考え方及び根拠
				項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成28～令和2年度(平均)	
① 各重要犯罪(注1)・重要窃盗犯(注2)の検挙率	殺人、強盗、強制的性交等、侵入窃盗、自動車盗等の検挙率について、過去5年間の平均値を上回る。	平成28～令和2年度	令和3年度	重要犯罪(%)	76.7	82.0	83.3	86.0	95.8	84.8	各重要犯罪・重要窃盗犯の検挙率は、これらの犯罪に係る捜査の強化の度合いを測る一つの指標となるため。
				殺人	100.2	102.8	97.0	96.7	101.8	99.7	
				強盗	80.1	83.6	86.7	83.9	105.3	87.9	
				放火	74.8	76.5	77.9	79.9	91.0	80.0	
				強制的性交等	97.5	94.5	89.7	93.9	97.2	94.6	
				略取誘拐 人身売買	82.4	103.4	89.2	91.9	97.5	92.9	
				強制わいせつ	68.9	75.5	78.5	83.0	91.9	79.6	
				重要窃盗犯(%)	55.1	56.0	62.5	59.9	77.3	62.2	
				侵入窃盗	57.4	57.1	65.5	63.0	77.9	64.2	
				自動車盗	51.6	53.9	50.4	48.8	71.8	55.3	
				ひったくり	39.8	73.9	69.5	63.2	83.1	65.9	
すり	31.9	27.2	33.4	26.5	74.1	38.6					

注1 殺人、強盗、放火、強制的性交等、略取誘拐・人身売買及び強制わいせつ
注2 侵入窃盗、自動車盗、ひったくり及びすり
注3 令和2年度及び平成28～令和2年度の平均は暫定値である。

参考指標	年(年度)ごの実績値							参考指標の考え方
	項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
① 各重要犯罪・重要窃盗犯の検挙人員	重要犯罪(人)	7,129	7,134	7,337	7,504	7,319		各重要犯罪・重要窃盗犯の検挙人員は、業績指標をめぐる情勢等を把握・分析する際の参考指標となる。
	殺人	832	874	849	904	852		
	強盗	1,830	1,723	1,683	1,661	1,630		
	放火	567	573	519	525	587		
	強制性交等	860	948	1,125	1,197	1,182		
	略取誘拐 人身売買	170	219	236	256	298		
	強制わいせつ	2,870	2,797	2,925	2,961	2,770		
	重要窃盗犯 (人)	9,485	9,280	8,334	7,695	6,918		
	侵入窃盗	7,252	7,217	6,459	6,084	5,580		
	自動車盗	1,100	1,025	864	741	723		
ひったくり	482	476	404	339	237			
すり	651	562	607	531	378			

注4 令和2年度は暫定値である。

② 検視官の臨場率	項目	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
	検視官の臨場率(%)	78.2	78.9	80.0	81.3	81.2	

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額) 令和元年度:令和2年度	令和3年度 概算要求額	関連する 業績指標	達成手段の概要等	令和3年度行政事業レビュー	
					事業番号	事業名
(1) 情報分析支援システム(CIS-CATS)の活用(20年度)			①・参①	情報分析支援システム(CIS-CATS)を活用することにより、犯罪発生場所、時間帯、被疑者の特徴等を総合的に分析して、効果的かつ効率的に捜査を遂行し、重要犯罪及び重要窃盗犯の検挙率を上昇させる。		
(2) 捜査特別報奨金制度の活用(19年度)			①・参①	捜査特別報奨金制度を活用することにより、広く国民から重要凶悪犯罪の被疑者検挙に資する情報の提供を受けて、重要犯罪の検挙率を上昇させる。	R2-31	指名手配被疑者ポスターの作成等
(3) DNA型鑑定の効果的活用(4年度)			①・参①	犯罪現場等に遺留されたDNA型鑑定資料及び検挙被疑者のDNA型鑑定資料の適正な採取を徹底し、DNA型鑑定の効果的に実施することにより、鑑定によって得られた客観性の高い証拠に基づく捜査を遂行し、重要犯罪・重要窃盗犯の迅速かつ的確な検挙を図る。	R2-26 R2-28 R2-29	DNA型鑑定の実施 鑑識に必要な物品購入等 犯罪鑑識官による鑑定
(4) DNA型データベースの活用(17年度)			①・参①	犯罪現場等に遺留されたDNA型鑑定資料及び検挙被疑者のDNA型鑑定資料の適正な採取を徹底して、鑑定実績を着実に積み上げることで、DNA型データベースを拡充し、さらに、同データベースを効果的に活用することにより、重要犯罪、重要窃盗犯の迅速かつ的確な検挙を図る。	R2-26 R2-28 R2-29	DNA型鑑定の実施 鑑識に必要な物品購入等 犯罪鑑識官による鑑定
(5) 自動車ナンバー自動読取システムの活用(昭和61年度)			①・参①	通過する自動車のナンバーを自動的に読み取り、手配車両のナンバーと照合する自動車ナンバー自動読取システムを活用することにより、手配車両の早期発見、自動車盗等の重要窃盗犯や自動車利用の重要犯罪が発生した際の被疑者の早期検挙を図る。	R2-32	自動車ナンバー自動読取装置の整備
(6) 犯罪死の見逃し事案の防止			①・参① 参②	都道府県警察における検視官の臨場率、「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」をはじめとする死体取扱業務関連法令の運用状況、効果的な取組等を把握し、都道府県警察に周知するとともに、関係団体等との連携の強化を推進することなどにより、犯罪死の見逃し事案の絶無を期する。	R2-30	司法解剖等の実施
(7) 合同捜査及び共同捜査の推進			①・参①	広域にわたる重要事件が発生した際に、指揮系統を一元化し、関係都道府県警察が一体となって捜査を行う合同捜査や、指揮系統の一元化までは行わないものの、捜査事項の分担その他捜査方針の調整を行う共同捜査を推進することにより、効果的かつ効率的な捜査を遂行し、犯人の早期・大量検挙、組織窃盗事件における首魁の検挙等による犯罪組織の壊滅を図る。		
(8) 指紋鑑定の活用			①・参①	被疑者指紋及び犯罪現場等に遺留された指紋を的確に採取し、指紋鑑定の結果により得られた客観証拠に基づく捜査を遂行すること、重要犯罪、重要窃盗犯の迅速かつ的確な検挙を図る。	R2-27 R2-28 R2-29	第一線警察における科学捜査力の強化 鑑識に必要な物品購入等 犯罪鑑識官による鑑定
基本目標に関する予算額等	基本目標に関する予算額等は、令和元年度執行額223,613千円(179,994,112千円)、令和2年度当初予算額407,345千円(157,497,903千円)、令和3年度当初予算額225,765千円(127,906,259千円)である(刑事警察費、<)内は複数の政策にわたる経費)。					
業績目標に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	○ 「「世界一安全な日本」創造戦略」(平成25年12月10日閣議決定) Ⅲ 戦略の内容 7 「世界一安全な日本」創造のための治安基盤の強化 (1) 人的・物的基盤の強化 (2) 証拠収集方法の拡充					

令和3年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

基本目標	犯罪捜査の的確な推進		政策所管課	捜査第二課			政策評価実施予定時期	令和4年7月頃			
業績目標	政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化		政策体系上の位置付け	犯罪捜査の的確な推進							
業績目標の説明	贈収賄事件等の政治・行政をめぐる構造的不正及び金融証券関連事件等の経済をめぐる構造的不正は、我が国の社会・経済に対する信頼を根底から覆すものであることから、このような不正の追及を強化する。										
業績指標	達成目標	基準年	達成年	年度ごとの実績値・施策の推進状況(実績)							目標設定の考え方及び根拠
				項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成28～令和2年度(平均)	
① 政治・行政・経済の構造的不正に係る犯罪の検挙状況(検挙事件数及び検挙事例)	政治・行政・経済の構造的不正に係る犯罪の検挙事件数について、過去5年間の平均並みの水準を維持する。	平成28～令和2年度	令和3年度	政治・行政をめぐる構造的不正事案の検挙状況(事件)(注1)	36	44	51	45	58	47	政治・行政・経済の構造的不正に係る犯罪の検挙の推進状況は、これら不正の追及の強化の度合いを測る一つの指標となるため。
				贈収賄(事件)	24	27	24	23	30	26	
				談合・競売入札妨害(事件)	9	13	20	18	27	17	
				あっせん利得処罰法違反(事件)	0	0	0	0	0	0	
				その他主要事件(事件)	3	4	7	4	1	4	
				経済的不正事案の検挙状況(事件)	65	77	84	60	86	74	
				金融・不良債権関連事犯(事件)	34	39	29	24	27	31	
企業の経営等に係る違法事犯等(事件)(注2)	21	21	21	9	30	20					
その他(事件)(注3)	10	17	34	27	29	23					
<p>注1 公職選挙法違反事件を除く。また、同一の被疑者で同種の余罪がある場合でも、一つの事件として計上している。</p> <p>注2 企業の経営等に係る違法事犯、証券取引事犯及び財政侵害事犯をいう。</p> <p>注3 金融・不良債権関連事犯及び企業の経営等に係る違法事犯等以外の国民の経済活動の健全性又は信頼性に重大な影響を及ぼすおそれのある犯罪をいう。</p>											
参考指標				年度ごとの実績値							参考指標の考え方
				項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度		
① 公務員による知能犯罪の検挙人員				検挙人員(人)	172	170	188	141	163		公務員による知能犯罪の検挙人員は、業績指標をめぐる情勢等を把握・分析する際の参考指標となる。

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		令和2年度 概算要求額	関連する 業績指標	達成手段の概要等	令和3年度行政事業レビュー	
	平成30年度	令和元年度				事業番号	事業名
(1) 政治・行政・経済の構造的不正に係る犯罪の捜査の現状、問題点及び捜査指揮についての研修の実施	—			①・参①	贈収賄事件等の捜査を担当する都道府県警察の捜査指揮官や捜査員を対象に、捜査の現状と課題、情報収集・内偵捜査要領、捜査指揮要領等について、より実践的・効果的な研修を実施する。		
(2) 経済をめぐる構造的不正に係る犯罪の捜査における財務捜査の活用、指揮能力の向上等を目的とした研修の実施等				①	企業、金融等の経済をめぐる構造的不正事案を担当する都道府県警察の捜査指揮官、財務捜査官及び捜査員を対象に、財務捜査指揮要領、財務分析手法、最新の会計・監査制度、簿記知識等について、より実践的・効果的な研修を実施するとともに、財務局等関係機関との人事交流を推進する。		
(3) 実践的な会議の開催				①	全国の捜査第二課において政治・行政・経済の構造的不正事案の捜査を担当する特別捜査班長を対象とした会議を開催し、構造的不正事案の捜査における課題等について、部外講師による指導や、グループに分かれての個別検討等を実施する。		
(4) 道府県警察に対する個別指導				①	実績を向上させるために個別の指導を要する道府県警察に職員が出張し、当該道府県警察の状況を把握した上、構造的不正事案の捜査要領等について、当該道府県警察の幹部や捜査指揮官に対する指導を実施する。		
基本目標に関する予算額等	基本目標に関する予算額等は、令和元年度執行額223,613千円<179,994,112千円>、令和2年度当初予算額407,345千円<157,497,903千円>、令和3年度当初予算額225,765千円<127,906,259千円>である(刑事警察費、<>内は複数の政策にわたる経費)。						
業績目標に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)							

令和3年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

基本目標2 業績目標3

(警察庁3-⑥)

基本目標		犯罪捜査の的確な推進			政策所管課	犯罪鑑識官			政策評価実施予定時期	令和4年7月頃	
業績目標		捜査への科学技術の活用			政策体系上の位置付け	犯罪捜査の的確な推進					
業績目標の説明		科学技術の急速な発達、情報化社会の著しい進展等に対応し、客観証拠による立証に資するよう、鑑識・鑑定資機材の充実、鑑識・鑑定技術への先端的な科学技術の導入等、捜査への科学技術の活用を図る。									
業績指標		達成目標		年度ごとの実績値・施策の推進状況(実績)						目標設定の考え方及び根拠	
		基準年	達成年	項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
①	DNA型データベースの活用件数の増減率	遺留DNA型記録一致件数及び被疑者DNA型記録一致件数の前年度比増減率について、いずれも刑法犯認知件数の前年度比増減率を上回る。	令和2年度	令和3年度	遺留DNA型記録一致件数(注1)の前年度比増減率(%)	-0.5%	+21.2%	+2.9%	-19.0%	+5.5%	刑法犯認知件数の前年度比増減率と比較したDNA型データベースの活用件数の前年度比増減率は、捜査への科学技術の活用度合いを測る一つの指標となるため。
					遺留DNA型記録一致件数(件)	2,501	3,032	3,119	2,525	2,664	
					被疑者DNA型記録一致件数(注2)の前年度比増減率(%)	-10.5%	-8.2%	-12.3%	-6.4%	-7.9%	
					被疑者DNA型記録一致件数(件)	3,501	3,214	2,818	2,639	2,430	
					比較対象 参考指標② 刑法犯認知件数の前年度比増減率(%)	-9.6%	-8.7%	-9.7%	-8.2%	-20.7%	
注1 遺留DNA型記録(犯人が犯罪現場等に遺留したと認められる資料のDNA型の記録)が、データベースに登録された被疑者DNA型記録(被疑者から採取した資料のDNA型記録)と一致した件数 注2 被疑者DNA型記録が、データベースに登録された遺留DNA型記録と一致した件数											
参考指標		年(年度)ごとの実績値						参考指標の考え方			
				項目	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	
①	DNA型鑑定実施件数			鑑定実施件数(件)	299,805	304,314	290,715	283,125	267,091		DNA型鑑定実施件数は、捜査への科学技術の活用度合いを測る一つの指標となる。
②	刑法犯認知件数の増減率			項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	刑法犯認知件数の前年度比増減率は、業績指標をめぐる情勢等を把握・分析する際の参考指標となる。
				刑法犯認知件数の前年度比増減率(%)	-9.6%	-8.7%	-9.7%	-8.2%	-20.7%		
達成手段(開始年度)		補正後予算額(執行額)	令和3年度概算要求額	関連する業績指標	達成手段の概要等					令和3年度行政事業レビュー	
		令和元年度	令和2年度							事業番号	事業名
(1)	科学技術を活用した捜査のための研究の推進	—		①・参①	各都道府県警察の鑑識・鑑定の担当者を招致して研究会等を開催し、犯罪現場等におけるDNA型鑑定資料等の採取技法や、科学技術を活用した鑑定手法に関する協議、検討等を行うことにより、都道府県警察の鑑識・鑑定部門の担当者に客観証拠を収集・確保し、的確に鑑定するために必要な能力を修得させる。						
(2)	DNA型鑑定及びデータベースの効果的活用の推進(17年度)	—		①・参①	鑑識・鑑定部門及び捜査部門に対し、DNA型鑑定資料の積極的な採取、適正なDNA型鑑定の実施、鑑定結果のDNA型データベースへの登録・照会を指導することにより、客観証拠を重視した捜査を推進する。					R2-26 R2-29	DNA型鑑定の実施 犯罪鑑識官による鑑定
(3)	DNA型鑑定基盤の整備(4年度)	—		①・参①	DNA型鑑定需要の増加に対応するため、DNA型データベースの充実、DNA型鑑定員の増強、DNA型鑑定試薬の確保及び鑑定資機材の整備により、DNA型鑑定体制の充実を図り、DNA型鑑定の信頼性を確保した上で、犯罪捜査への積極的活用を図る。					R2-26 R2-29	DNA型鑑定の実施 犯罪鑑識官による鑑定
基本目標に係る予算額等		基本目標に係る予算額等は、令和元年度執行額223,613千円(179,994,112千円)、令和2年度当初予算額407,345千円(157,497,903千円)、令和3年度当初予算額225,765千円(127,906,259千円)である(刑事警察費、()内は複数の政策にわたる経費)。									
業績目標に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)		○ 「「世界一安全な日本」創造戦略」(平成25年12月10日閣議決定) Ⅲ 戦略の内容 7 「世界一安全な日本」創造のための治安基盤の強化 (2) 証拠収集方法の拡充 ○ 「死因究明等推進計画」(令和3年6月1日閣議決定) 3 死因究明等に関し講ずべき施策 (4) 警察等における死因究明等の実施体制の充実 (7) 身元確認のための死体の科学調査の充実及び身元確認に係るデータベースの充実									

令和3年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

基本目標	犯罪捜査の的確な推進	政策所管課	刑事企画課、総務課	政策評価実施予定時期	令和4年7月頃						
業績目標	被疑者取調べの適正化	政策体系上の位置付け	犯罪捜査の的確な推進								
業績目標の説明	警察捜査に対する一層の信頼確保及び裁判員裁判への的確な対応のため、被疑者取調べの適正化を図る。										
業績指標	達成目標	年ごとの実績値・施策の推進状況(実績)									目標設定の考え方及び根拠
		基準年	達成年	項目	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	平成28～令和2年(平均)	
① 監督対象行為の件数	被疑者取調べの適正化のための監督に関する規則に定める監督対象行為の件数について、過去5年間の平均値を下回る。	平成28～令和2年	令和3年	件数(件) (注1)	16	12	7	10	17	12	不適正な取調べにつながるおそれがある監督対象行為の件数は、被疑者取調べの適正化に向けた取組の推進度合いを測る一つの指標となるため。
注1 みなし監督対象行為(令和元年5月31日以前の被疑者取調べの適正化のための監督に関する規則に規定)の件数は含まない。											
参考指標			年(年度)ごとの実績値							参考指標の考え方	
			項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度		令和3年度	
① 都道府県警察に対する巡回業務指導における指導状況			巡回指導回数(回)	41	47	47	47	41			巡回業務指導の実施等、都道府県警察に対する被疑者取調べの適正化に係る指導を行っているところ、その実施状況は、業績指標をめぐる情勢等を把握・分析する際の参考指標となる。
			実施率(%) (注2)	87.2	100.0	100.0	100.0	85.1			
② 捜査に携わる者に対する被疑者取調べの適正化に関する研修等の実施状況			項目	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年		令和3年	
			研修実施機関数(機関)(注3)	54	54	54	54	54			捜査に携わる者に対する被疑者取調べの適正化に関する研修等の実施状況は、業績指標をめぐる情勢等を把握・分析する際の参考指標となる。
			実施率(%) (注4)	100.0	100.0	100.0	100.0	89			
③ 被疑者取調べ件数			件数(件)	1,351,203	1,306,504	1,260,873	1,172,696	1,134,861			被疑者取調べの件数は、業績指標をめぐる情勢等を把握・分析する際の参考指標となる。
④ 精神に障害を有する被疑者に係る取調べの録音・録画実施件数			項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度		令和3年度	
			件数(件)	3,399	3,958	4,978	7,747	8,604			精神に障害を有する被疑者に係る取調べの録音・録画実施件数は、業績指標をめぐる情勢等を把握・分析する際の参考指標となる。
注2 実施率=巡回指導回数÷47県×100 注3 研修実施機関とは、警察大学校、管区警察学校(東北、関東、中部、近畿、中国・四国(合同開催)、九州)及び都道府県警察学校をいい、当該年において1回以上研修を実施した機関数を計上 注4 実施率=研修実施機関数÷54機関×100											
達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額) 令和元年度 令和2年度	令和3年度 概算要求額	関連する 業績指標	達成手段の概要等						令和3年度行政事業レビュー 事業番号 事業名	
(1) 都道府県警察に対する巡回業務指導の実施等	—		①・参①	捜査部門では、取調べの適正化に関する巡回業務指導や研修を実施するとともに、取調べ監督部門が警察組織内部におけるチェック機能としての役割を十分果たすことにより、被疑者取調べの適正化に向けた取組を行う。							
(2) 研修(取調べ専科)等の実施(20年度)	—		①・参②	警察大学校及び管区警察学校において、各都道府県警察の刑事指導業務を担当している者等に対し、取調べに関する知識・技術を習得させることを目的とした「取調べ専科」を実施する。また、各都道府県警察においては、警察庁から示された教科課程基準等を基に、実際に取調べに従事する警部補以下の捜査員を対象とした取調べ技能専科を実施する。							
(3) 被疑者取調べの録音・録画の適正な運用	—		①・参④	令和元年6月1日から、逮捕又は勾留されている被疑者について裁判員裁判対象事件等の取調べ等を行うときは、原則として、その全過程を録音・録画することが法制度として導入された。また、精神に障害を有する被疑者に対する取調べにおいても、必要に応じて録音・録画を実施することとしており、これらを適正に実施することを通じて被疑者取調べの適正化を図る。						R2-33	取調べ録音・録画装置の整備
基本目標に関する予算額等	基本目標に関する予算額等は、令和元年度執行額223,613千円(179,994,112千円)、令和2年度当初予算額407,345千円(157,497,903千円)、令和3年度当初予算額225,765千円(127,906,259千円)である(刑事警察費、()内は複数の政策にわたる経費)。										
業績目標に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	○ 「『世界一安全な日本』創造戦略」(平成25年12月10日閣議決定) Ⅲ 戦略の内容 7 「世界一安全な日本』創造のための治安基盤の強化 (1) 人的・物的基盤の整備										

令和3年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

基本目標3 業績目標1

基本目標	組織犯罪対策の強化				政策所管課	組織犯罪対策企画課、暴力団対策課、薬物銃器対策課				政策評価実施予定時期	令和4年7月頃	
業績目標	暴力団等犯罪組織の存立基盤の弱体化				政策体系上の位置付け	組織犯罪対策の強化						
業績目標の説明	暴力団等犯罪組織は、薬物の密輸・密売に関与したり、銃器発砲事件を引き起こしたりするほか、対立抗争や意に沿わない事業者への襲撃等事件を繰り返すなど、社会にとって大きな脅威になっている上、社会情勢の変化に応じて多種多様な資金獲得活動を行っていることから、取締りの強化、犯罪収益の剥奪等、その人的・物的基盤と資金源に打撃を与える対策に重点的に取り組み、暴力団等犯罪組織の存立基盤の弱体化を図る。											
業績指標	達成目標	年(年度)ごとの実績値・施策の推進状況(実績)		目標設定の考え方及び根拠								
		基準年	達成年	項目	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年		
① 暴力団構成員等(注1)の数	暴力団構成員等の数について、前年の値を下回る。	令和2年	令和3年	暴力団構成員等(人)	39,100	34,500	30,500	28,200	25,900		暴力団構成員等の数の減少は、暴力団組織の存立基盤の弱体化の度合いを測る一つの指標となるため。	
注1 暴力団構成員及び準構成員等(暴力団構成員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為を行うおそれがあるもの、又は暴力団若しくは暴力団構成員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するもの)。準暴力団(暴力団と同程度の明確な組織性は有しないが、暴力団等の犯罪組織との密接な関係がうかがわれるもの)に属する者についても、これに当てはまるものについては計上されている。												
② 薬物事犯の検挙件数及び検挙人員	薬物事犯の検挙件数及び検挙人員について、過去5年間の平均値を上回る。	平成28～令和2年度	令和3年度	項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成28～令和2年度(平均)	令和3年度	「第五次薬物乱用防止五か年戦略」に基づく政府を挙げた総合的な対策により、薬物乱用の根絶が図られる中で、暴力団等犯罪組織の主要な資金源の一つである薬物事犯の検挙件数及び検挙人員は、犯罪組織の弱体化の度合いを測る一つの指標となるため。
				検挙件数(件)	19,409	19,114	19,523	18,404	19,674	19,225		
				検挙人員(人)	13,401	13,534	13,846	13,506	14,237	13,705		
注2 令和2年度及び平成28～令和2年度の平均値は暫定値である。												
参考指標	年度(年)ごとの実績値								参考指標の考え方			
	項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度					
① 暴力団構成員等の関与する事件の検挙件数及びこれら事件における検挙人員	検挙件数(件)	35,616	29,529	28,373	24,754	20,886			暴力団構成員等の関与する事件の検挙は、業績指標①及び②をめぐる情勢等を把握・分析する際の参考指標となる。			
	検挙人員(人)	19,797	17,122	16,654	13,872	12,858						
② 暴力団排除条例の適用件数	適用件数(件)	91	99	81	109	94			暴力団排除条例の適用件数は、業績指標①及び②をめぐる情勢等を把握・分析する際の参考指標となる。			
③ 組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法の適用による犯罪収益等(注4)の没収額・追徴額(注5)	項目	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年		組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法の適用による犯罪収益等の没収額・追徴額は、業績指標①及び②をめぐる情勢等を把握・分析する際の参考指標となる。			
	組織的犯罪処罰法(千円)(注6)	2,054,995	2,824,242	729,333	1,993,721	1,508,982						
	麻薬特例法(千円)(注6)	304,664	356,522	275,040	524,125	160,107						
注3 ①について、令和2年度は暫定値である。 注4 犯罪収益、犯罪収益に由来する財産又はこれらの財産とこれらの財産以外の財産とが混和した財産 注5 第一審裁判所において行われる通常の公判手続きにおける没収額・追徴額(実績値は法務省資料に基づくもので、千円未満切捨て) 注6 各年の実績値												

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		令和3年度 概算要求額	関連する 業績指標	達成手段の概要等	令和3年度行政事業レビュー	
	令和元年度	令和2年度				事業番号	事業名
(1) 暴力団犯罪の取締りの強化				①・参①	暴力団の存立基盤に打撃を与えるため、暴力団や暴力団関係企業等に対する取締りを推進する。	R2-34 R2-36	組織犯罪対策 安心な社会を創るための匿名通報事業
(2) 暴力団対策法の積極的・効果的な運用(3年度)				①・参①	中止命令等の行政命令を積極的かつ効果的に発出するとともに、暴力団対策法第31条の2を適用した威力利用資金獲得行為に係る代表者等の損害賠償請求訴訟を積極的に支援し、24年の暴力団対策法改正で創設された各種制度についても積極的かつ効果的に運用する。	R2-36	安心な社会を創るための匿名通報事業
(3) 暴力団及び暴力団関係者の実態解明の推進				①・参①	暴力団及び暴力団関係者について、活動実態、組織の運営方法、資金獲得活動、他の暴力団や国際犯罪組織等との人的又は資金的なつながり、対立・友ぎ関係等の組織実態を解明する。	R2-34 R2-36	組織犯罪対策 安心な社会を創るための匿名通報事業
(4) 暴力団に対する組織的犯罪処罰法の積極的適用(11年度)				①・参①・参③	暴力団員の社会からの長期隔離や資金剥奪のため、組織的犯罪処罰法の積極的な適用を推進する。	R2-34 R2-36	組織犯罪対策 安心な社会を創るための匿名通報事業
(5) 暴力団排除条例の定着化の促進(22年度)				①・参①・参②	暴力団排除条例の定着化の促進を図り、暴力団排除の気運を更に高める。	R2-36	安心な社会を創るための匿名通報事業
(6) 各種暴力団排除活動の推進				①・参①	関係機関・団体と連携し、不当要求防止責任者講習の実施等による行政対象暴力対策、企業対象暴力対策、公共事業をはじめとする各種事業や各種取引等からの暴力団排除及び暴力団員の離脱支援等の社会復帰対策等を推進する。	R2-34	組織犯罪対策
(7) 薬物密輸・密売組織の壊滅に向けた取締りの強化				①・②・参①・参③	末端乱用者の検挙を徹底するとともに、薬物密輸・密売組織の中核に位置する首領や幹部に向けた突き上げ捜査の推進、麻薬特例法の適用による薬物犯罪収益等の剥奪を徹底するなどして、これらの組織の壊滅に向けた取締りを強化する。	R2-34 R2-35 R2-36	組織犯罪対策 薬物事犯捜査の推進 安心な社会を創るための匿名通報事業
(8) 密輸・密売対策用資機材の整備				②	薬物密輸・密売組織等の実態解明と検挙を推進するため、発見された規制薬物と思料される物質を効率的に解析・特定することが可能な機器等の整備資機材を整備する。	R2-35	薬物事犯捜査の推進
(9) 国内関係機関との連絡会議、外国の取締機関との情報交換等による水際対策の強化(6年度)				②	国内関係機関との連絡会議並びに外国の取締機関との情報交換及び合同オペレーションを実施するなどして、薬物の密輸入阻止に向けた水際対策を推進する。	R2-34	組織犯罪対策
(10) 捜査に関する知識・技能の習得を目的とした研修等の実施(7年度)				②・参①・参③	組織犯罪捜査に従事する者を対象として、捜査指揮、各種捜査手法、効果的な整備資機材の活用方策等に関する研修を行うとともに、関係機関と連携した合同訓練を行うなど、捜査力の向上を図る。	R2-34	組織犯罪対策
基本目標に関する予算額等	基本目標に関する予算額等は、令和元年度執行額58,137千円(179,994,112千円)、令和2年度当初予算額50,867千円(157,497,903千円)、令和3年度当初予算額50,362千円(127,906,259千円)である(組織犯罪対策費、〈〉内は複数の政策にわたる経費)。						
業績目標に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	○ 「『世界一安全な日本』創造戦略」(平成25年12月10日閣議決定) Ⅲ 戦略の内容 4 社会を脅かす組織犯罪への対処 (1) 暴力団対策等の推進・強化 (2) マネー・ローンダリング対策 (3) 薬物対策の推進 ○ 「第五次薬物乱用防止五か年戦略」(平成30年8月薬物乱用対策推進会議決定) 目標3 薬物密売組織の壊滅、末端乱用者に対する取締りの徹底及び多様化する乱用薬物等に対する迅速な対応による薬物の流通阻止						

令和3年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

基本目標3 業績目標2

(警察庁3-9)

基本目標	組織犯罪対策の強化			政策所管課	暴力団対策課、生活安全企画課				政策評価実施予定時期	令和4年7月頃		
業績目標	オレオレ詐欺をはじめとする特殊詐欺の捜査活動及び予防活動の強化			政策体系上の位置付け	組織犯罪対策の強化							
業績目標の説明	オレオレ詐欺をはじめとする特殊詐欺(注1)の犯行手口は巧妙化・多様化し、依然として国民に甚大な被害が生じていることから、捜査活動及び予防活動を強化し、被疑者の早期検挙及び被害の防止を図る。 注1 特殊詐欺とは、被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪(現金等を脅し取る恐喝を含む。)の総称であり、「オレオレ詐欺」、「預貯金詐欺」、「架空料金請求詐欺」、「還付金詐欺」、「融資保証金詐欺」、「金融商品詐欺」、「ギャンブル詐欺」、「交際あっせん詐欺」、「その他の特殊詐欺」、「キャッシュカード詐欺盗」がある。											
業績指標	達成目標	達成年		年ごとの実績値・施策の推進状況(実績)							目標設定の考え方及び根拠	
		基準年	達成年	項目	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年		
① 特殊詐欺の認知件数及び被害総額(注2)	特殊詐欺の認知件数及び被害総額について、過去5年間の平均値を下回る。	平成28～令和2年	令和3年	認知件数(件)	14,154	18,212	17,844	16,851	13,550	16,122	特殊詐欺の認知件数及び被害総額は、特殊詐欺の捜査活動及び予防活動の状況を測る一つの指標となるため。	
				被害総額(億円)	407.7	394.7	382.9	315.8	285.2	357.3		
注2 被害総額は、キャッシュカード手交型及び窃取型の特殊詐欺におけるATMからの引出(窃取)額を含む。												
② 特殊詐欺の検挙件数及び検挙人員	特殊詐欺の検挙件数及び検挙人員について、過去5年間の平均値を上回る。	平成28～令和2年	令和3年	検挙件数(件)	4,471	4,644	5,550	6,817	7,424	5,781	特殊詐欺の検挙件数及び検挙人員は、特殊詐欺の捜査活動及び予防活動の状況を測る一つの指標となるため。	
				検挙人員(人)	2,369	2,448	2,837	2,861	2,621	2,627		
参考指標				参考指標の考え方								
① 特殊詐欺の検挙率	特殊詐欺の検挙率(%)	31.6	25.5	31.1	40.5	54.8						特殊詐欺の検挙率は、業績指標①及び②をめぐる情勢等を把握・分析する際の参考指標となる。
							検挙件数(件)	4,084	4,405	4,122	3,673	
② 特殊詐欺の助長犯罪の検挙件数及び検挙人員(注3)	検挙人員(人)	2,905	3,307	3,046	2,779	2,710						特殊詐欺の助長犯罪の検挙件数及び検挙人員は、業績指標①及び②をめぐる情勢等を把握・分析する際の参考指標となる。
							検挙人員(人)	2,905	3,307	3,046	2,779	
注3 助長犯罪とは、他人への譲渡目的を秘して預貯金口座の開設や携帯電話の契約をしたり、預貯金口座を売買するなどの特殊詐欺を助長する犯罪であり、口座詐欺等、盗品等譲受け等、犯罪収益移転防止法違反、携帯電話端末詐欺、携帯電話不正利用防止法違反及び組織的犯罪処罰法の検挙件数及び検挙人員を計上している。												

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		令和3年度 概算要求額	関連する 業績指標	達成手段の概要等	令和3年度行政事業レビュー	
	令和元年度	令和2年度				事業番号	事業名
(1) 総合的な特殊詐欺対策の推進 (16年度)	—		—	①・② 参①・参②	職務質問等による現場検挙や犯行拠点の摘発、突き上げ捜査の推進、部門間連携による効果的な情報収集等により、戦略的な取締りを推進するとともに、都道府県警察間の合同捜査・共同捜査を積極的に推進する。特殊詐欺の認知件数及び被害総額は高い水準で推移しており、手口の多様化も認められ、引き続き深刻な状況にあるため、官民一体となった被害防止対策を推進する。	R2-36 R2-38 R2-40	安心な社会を創るための匿名通報事業 特殊詐欺対策の推進 特殊詐欺に係る警告電話事業
(2) 関係警察相互の連携(16年度)				①・② 参①・参②	「特殊詐欺首都圏派遣捜査専従班」を活用することにより、各道府県警察の首都圏における基礎捜査において、関係警察相互の連携を図る。捜査活動と予防活動との連携を強化するために全国会議を開催し、各道府県警察が行っている施策についての情報共有を図るとともに、オレオレ詐欺をはじめとする特殊詐欺対策における留意点等を指示する。		
(3) 広報啓発活動の推進(16年度)				①・② 参①・参②	幅広い世代に対して高い発信力を有する著名な方々により結成された「ストップ・オレオレ詐欺47～家族の絆作戦～」プロジェクトチーム(略称:SOS47)とともに、公的機関、各種団体、民間事業者等の幅広い協力を得ながら広報啓発活動を展開する。防犯教室、巡回連絡等の機会やテレビ、ウェブサイト等の各種媒体を通じて、犯行の手口や被害に遭わないためのポイント等について、積極的に国民に対する情報提供を行う。また、被害者となりやすい高齢者に対しては、防犯ボランティア団体等の協力により、電話や訪問による注意喚起をするなど、直接的・個別的な働き掛けを推進する。警察庁において、都道府県警察が捜査の過程で入手した名簿を集約し還元することにより、都道府県警察における名簿登載者に対する個別訪問やコールセンターからの架電、レターを送付等による注意喚起等の被害防止対策を推進する。	R2-38 R2-39	特殊詐欺対策の推進 特殊詐欺撲滅に向けた広報啓発事業
(4) 特殊詐欺対策のための資機材の整備(16年度)				② 参①・参②	特殊詐欺の捜査活動を効果的に推進するための各種装備資機材等、特殊詐欺対策に必要な資機材を整備する。	R2-37	効率的捜査の更なる推進
(5) 犯罪収益移転防止法及び携帯電話不正利用防止法の活用の推進(11年度)				② 参①・参②	特殊詐欺の犯行の際に悪用されることの多い架空又は他人名義の預貯金口座及び携帯電話の供給・流通を遮断するため、預貯金口座の売買や他人名義の携帯電話の譲渡・譲受行為等について、犯罪収益移転防止法や携帯電話不正利用防止法を適用するなどして、積極的な検挙活動を推進する。		
基本目標に関する予算額等	基本目標に関する予算額等は、令和元年度執行額58,137千円(179,994,112千円)、令和2年度当初予算額50,867千円(157,497,903千円)、令和3年度当初予算額50,362千円(127,906,259千円)である(組織犯罪対策費、〈〉内は複数の政策にわたる経費)。						
業績目標に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	○ 「「世界—安全な日本」創造戦略」(平成25年12月10日閣議決定) Ⅲ 戦略の内容 5 活力ある社会を支える安全・安心の確保 (2) 特殊詐欺対策の強化						
	○ 「経済財政運営と改革の基本方針2019」(令和元年6月21日閣議決定) 第2章 Society5.0時代にふさわしい仕組みづくり 5. 重要課題への取組 (7) 暮らしの安全・安心 ②治安・司法						
	○ 「オレオレ詐欺等対策プラン」(令和元年6月25日犯罪対策閣僚会議決定)						

令和3年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

基本目標3 業績目標3

(警察庁3-10)

基本目標	組織犯罪対策の強化		政策所管課	国際捜査管理官			政策評価実施予定時期	令和4年7月頃				
業績目標	国際組織犯罪対策の強化		政策体系上の位置付け	組織犯罪対策の強化								
業績目標の説明	犯罪のグローバル化が進展する中、国際組織犯罪が治安に対する重大な脅威となっていることから、国際犯罪組織の実態解明及び国際組織犯罪の取締り並びに国際組織犯罪を助長する犯罪インフラ事犯の取締り等を推進し、国際組織犯罪対策を強化する。											
業績指標	達成目標	基準年	達成年	年度(年)ごとの実績値・施策の推進状況(実績)								目標設定の考え方及び根拠
				項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成28～令和2年度(平均)	令和3年度	
① 来日外国人による共犯事件の包括罪種別検挙件数	来日外国人による共犯事件の包括罪種別検挙件数のうち、凶悪犯、窃盗犯及び知能犯について、過去5年間の平均並みの水準を維持する。	平成28～令和2年度	令和3年度	凶悪犯	24	20	22	21	21	22	国際組織犯罪の多くは、不正な資金獲得活動を目的としており、来日外国人による共犯事件のうち、強盗を含む凶悪犯、窃盗犯及び知能犯の検挙件数は、国際組織犯罪対策の強化の度合いを測る一つの指標となるため。	
				窃盗犯	2,471	3,126	2,494	1,995	2,805	2,578		
				知能犯	543	475	473	695	475	532		
② 国際組織犯罪を助長する犯罪インフラ事犯の検挙件数及び検挙人員	犯罪インフラ事犯のうち、旅券等偽造及び不法就労助長の検挙件数及び検挙人員について、過去5年間の平均並みの水準を維持する。	平成28～令和2年度	令和3年度	旅券等偽造	検挙件数(件)	144	226	314	334	374	278	様々な犯罪インフラのうち、旅券等偽造及び不法就労助長は、国際組織犯罪を助長し、又は容易にするものであることから、その検挙件数及び検挙人員は、国際組織犯罪対策の強化の度合いを測る一つの指標となるため。
					検挙人員(人)	133	150	222	243	279	205	
				不法就労助長	検挙件数(件)	391	396	385	358	306	367	
					検挙人員(人)	439	444	429	417	365	419	
③ 国外逃亡被疑者等(注2)(うち外国人)の検挙人員(注3)	国外逃亡被疑者等(うち外国人)の検挙人員について、過去5年間の平均並みの水準を維持する。	平成28～令和2年度	令和3年度	項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成28～令和2年度(平均)	令和3年度	国内外の関係機関と連携した水際における被疑者の検挙及び国外に逃亡した被疑者の引渡しを受けての検挙は、国外逃亡被疑者等の「逃げ得」を許さないための取組であり、その状況は、国際組織犯罪対策の強化の度合いを測る一つの指標となるため。
				検挙人員(人)	34	77	64	46	26	49		
注1 令和2年度及び平成28～令和2年度の平均値は暫定値である。 注2 日本国内で犯罪を行い、国外に逃亡している者及びそのおそれがある者 注3 出入国審査で被疑者を発見して検挙した人員及び外国から被疑者の身柄の引渡しを受けて検挙した人員												
参考指標	年度(年)ごとの実績値								参考指標の考え方			
	項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度		令和3年度				
① 来日外国人犯罪の刑法犯検挙件数	検挙件数(件)	9,696	10,683	9,298	9,249	9,684			来日外国人犯罪の刑法犯検挙件数は、業績指標①及び②をめぐる情勢等を把握・分析する際の参考指標となる。			
	凶悪犯検挙件数(件)	145	136	159	157	179						
② 来日外国人犯罪の包括罪種別検挙件数	粗暴犯検挙件数(件)	1,102	1,143	1,197	1,213	1,133			来日外国人犯罪の包括罪種別検挙件数は、業績指標①及び②をめぐる情勢等を把握・分析する際の参考指標となる。			
	窃盗犯検挙件数(件)	5,972	6,653	5,538	5,328	5,990						
	知能犯検挙件数(件)	984	1,231	999	1,257	828						
	風俗犯検挙件数(件)	161	130	193	185	213						
	その他の刑法犯(件)	1,332	1,390	1,212	1,109	1,341						
	項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度		令和3年度				
③ 国外逃亡被疑者等の推移	国外逃亡被疑者等の数	707	668	631	666	684			国外逃亡被疑者等の数は、業績指標③の対象となる者の数を示す指標となる。			
	(人) うち外国人	581	538	512	538	550						
注4 令和2年度は暫定値である。												

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		令和3年度 概算要求額	関連する 業績指標	達成手段の概要等	令和3年度行政事業レビュー	
	令和元年度	令和2年度				事業番号	事業名
(1) 国際犯罪組織の実態解明及び国際組織犯罪の取締り	-			①・②・③・参①・参②	国際犯罪組織の活動実態、組織の運営方法、資金獲得活動等の解明に努めるとともに、国際組織犯罪の取締りを強化する。	R2-34 R2-36	組織犯罪対策 安心な社会を創るための匿名通報事業
(2) 国際組織犯罪を助長する犯罪インフラ事犯の取締り				②	旅券等偽造、不法就労助長等の犯罪インフラ事犯の取締りを強化する。	R2-34 R2-36	組織犯罪対策 安心な社会を創るための匿名通報事業
(3) 事前旅客情報システム(APIS)(16年度)及び外国人個人識別情報認証システム(19年度)の円滑な運用				③・参③	出入国在留管理庁と協力し、航空機で来日する旅客及び乗員に関する情報と警察庁が保有する指名手配者等の情報を照合するなどして事前旅客情報システム、外国人個人識別情報認証システムの円滑な運用を図る。		
(4) 国外逃亡被疑者等対策の推進				③・参③	国外逃亡のおそれがある被疑者については、迅速かつ的確な手配等により、関係機関等と連携してその国外逃亡を阻止するとともに、国外逃亡した被疑者については、外国治安当局と連携を図り、身柄の確保を推進する。	R2-34	組織犯罪対策
(5) 各種協議等を通じた外国治安機関との連携強化(16年度)				①・②・③	二国間協議等を開催するなど、積極的に外国治安当局との協議を推進し、連携の強化を図る。	R2-34	組織犯罪対策
(6) 国際犯罪捜査及び国際捜査共助に関する知識・技能の習得を目的とした国際警察センター捜査実務研修の実施(7年度)				①・②・③	警察大学校国際警察センターにおいて、都道府県警察の国際捜査や国際捜査共助を担当する警部及び警部補を対象として、担当業務に必要な基礎知識・技能の習得を目的とした捜査実務研修を実施する。		
基本目標に関する予算額等	基本目標に関する予算額等は、令和元年度執行額58,137千円(179,994,112千円)、令和2年度当初予算額50,867千円(157,497,903千円)、令和3年度当初予算額50,362千円(127,906,259千円)である(組織犯罪対策費、〈〉内は複数の政策にわたる経費)。						
業績目標に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	○ 「「世界一安全な日本」創造戦略」(平成25年12月10日閣議決定) Ⅲ 戦略の内容 4 社会を脅かす組織犯罪への対処 (5) 国際組織犯罪対策 (6) 組織的に敢行される各種事犯への対策 6 安心して外国人と共生できる社会の実現に向けた不法滞在対策 (2) 不法滞在等対策						

令和3年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

基本目標4 業績目標1

基本目標	安全かつ快適な交通の確保	政策所管課	交通企画課、交通指導課、交通規制課	政策評価実施予定時期	令和4年7月頃
業績目標	歩行者・自転車利用者の安全確保	政策体系上の位置付け	安全かつ快適な交通の確保		
業績目標の説明	全交通事故死者に占める歩行者・自転車利用者の割合が諸外国と比べて著しく高くなっていること、全交通事故のうち自転車関連事故が占める割合は依然として約2割を占めていること等から、歩行者・自転車利用者の交通事故抑止対策を推進し、歩行者・自転車利用者の安全の確保を図る。				

業績指標	達成目標	基準年	達成年	年ごとの実績値・施策の推進状況(実績)(注4)							目標設定の考え方及び根拠
				項目	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和2年の実績値の70.4%	
① 歩行者・自転車乗用中の交通事故死者数及び歩行者・自転車の交通事故件数	歩行者・自転車乗用中の交通事故死者数及び歩行者・自転車の交通事故件数を次のとおりとする。 i 歩行者・自転車乗用中の交通事故死者数について、令和2年から29.6%以上減少させる。 ii 歩行者の高齢者(注1)の交通事故死者数について、令和2年から29.6%以上減少させる。 iii 自転車関連事故件数(注2)について、令和2年から29.6%以上減少させる。 iv 歩行者と自転車との交通事故件数について、令和2年から29.6%以上減少させる。	令和2年(注3)	令和7年	歩行中交通事故死者数(人)	1,361	1,348	1,258	1,176	1,002	705	歩行者・自転車乗用中の交通事故死者数及び歩行者・自転車の交通事故件数の減少は、歩行者・自転車利用者の安全確保の度合いを測る一つの指標となるため。(第11次交通安全基本計画)
				歩行中の高齢者の交通事故死者数(人)	1,003	972	899	819	743	523	
				自転車乗用中交通事故死者数(人)	509	479	453	433	419	295	
				自転車関連事故件数(件)	90,836	90,407	85,641	80,473	67,673	47,642	
				歩行者と自転車との交通事故件数(件)	2,281	2,550	2,756	2,831	2,634	1,854	

注1 65歳以上の者をいう。
注2 自転車が第1当事者又は第2当事者となった交通事故件数で、自転車相互事故は1件として計上している。
注3 第11次交通安全基本計画(令和3年度～令和7年度)の基準となる令和2年の実績値を評価基準とした。
注4 数値は、令和3年3月1日までに入手したデータに基づくものである。

参考指標	項目	年ごとの実績値						参考指標の考え方
		平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	
① 交通事故死者数	交通事故死者数(人)	3,904	3,694	3,532	3,215	2,839		交通事故死者数は、業績指標をめぐる情勢等を把握・分析する際の参考指標となる。
② 交通事故重傷者数	交通事故重傷者数(人)	37,356	36,895	34,558	32,055	27,774		交通事故重傷者数は、業績指標をめぐる情勢等を把握・分析する際の参考指標となる。
③ 交通事故負傷者数	交通事故負傷者数(人)	618,853	580,850	525,846	461,775	369,476		交通事故負傷者数は、業績指標をめぐる情勢等を把握・分析する際の参考指標となる。
④ 人口10万人当たりの歩行中交通事故死者数	人口10万人当たりの歩行中交通事故死者数(人)	1.07	1.06	0.99	0.93	0.79		人口10万人当たりの歩行中交通事故死者数は、業績指標をめぐる情勢等を把握・分析する際の参考指標となる。
⑤ 高齢者人口10万人当たりの歩行中交通事故死者数	高齢者人口10万人当たりの歩行中交通事故死者数(人)	2.96	2.81	2.56	2.30	2.07		高齢者人口10万人当たりの歩行中交通事故死者数は、業績指標をめぐる情勢等を把握・分析する際の参考指標となる。
⑥ 人口10万人当たりの自転車乗用中交通事故死者数	人口10万人当たりの自転車乗用中交通事故死者数(人)	0.40	0.38	0.36	0.34	0.33		人口10万人当たりの自転車乗用中交通事故死者数は、業績指標をめぐる情勢等を把握・分析する際の参考指標となる。

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		令和3年度 概算要求額	関連する 業績指標	達成手段の概要等	令和3年度行政事業レビュー	
	令和元年度	令和2年度				事業番号	事業名
(1) 自転車利用者に対するルールの周知と交通安全教育の推進				①・参⑥	自転車利用者に対し、交通ルールの遵守とマナーの実践、自転車の点検整備の重要性や損害賠償責任保険等への加入の必要性等について、教育効果が高まるよう対象者の年齢層に応じて内容及び手段に工夫を行うなど、交通安全教育の充実を図るとともに、全ての年齢層に対し、ヘルメットの着用を推奨する。また、自転車運転者講習制度を適切に運用する。	R2-41	広報啓発等
(2) 横断歩行者に対する交通安全教育の推進【新規追加】				①・参④・参⑤	運転者に対し、横断歩道における歩行者優先義務を再認識させるほか、歩行者に対しては信号機のあるところではその信号に従うといった基本的な交通ルールの周知を図るとともに、自らの安全を守るための交通行動を促す交通安全教育を推進する。	R2-41	広報啓発等
(3) 高齢者に対する交通安全教育の推進				①・参⑤	高齢者自身が、加齢に伴う身体機能の変化が行動に及ぼす影響等を理解し、自ら納得して安全な交通行動の実践ができるよう、シミュレーター等の各種教育機材を積極的に活用した参加・体験・実践型の交通安全教育を実施する。	R2-41	広報啓発等
(4) 反射材用品等の普及促進				①・参④ 参⑥	反射材用品・LEDライト等の活用について、関係機関・団体等と連携し、各種広報媒体を用いて積極的な広報啓発を行うとともに、視認効果、使用方法等について理解を促す参加・体験・実践型の交通安全教育を実施する。	R2-41	広報啓発等
(5) 幼児・児童に対する交通安全教育の推進				①・参④ 参⑥	幼稚園・保育所・小学校等と連携・協力を図りながら、幼児・児童やその保護者に対し、参加・体験・実践型の交通安全教室等の開催による、歩行中の安全な通行方法や自転車の安全利用等の基本的な交通ルールやマナーに関する交通安全教育を実施する。	R2-41	広報啓発等
(6) 自転車利用者に対する指導取締りの推進				①・参⑥	「自転車指導啓発重点地区・路線」を中心に、自転車利用者の無灯火、二人乗り、信号無視、一時不停止等に対する指導警告を強化するとともに、違反行為により通行車両や歩行者に具体的危険を生じさせたり、指導警告に従わないなど悪質・危険な違反に対しては、交通切符を適用した検挙措置を講ずる。	-	-
(7) 生活道路対策及び幹線道路対策の推進				①	警察と道路管理者とが緊密に連携し、地域住民等の意見を反映しつつ、歩行者及び自転車利用者にとって危険な地点・路線において交通事故対策を推進する。	R2-43	都道府県警察施設整備費補助金(交通安全施設)
(8) 歩行空間のバリアフリー化				①・参④ 参⑤	高齢者、障害者等の安全な横断を確保するため、バリアフリー対応型信号機の整備や道路標識・道路標示の高輝度化等を推進する。	R2-43 R2-45 R3-1	都道府県警察施設整備費補助金(交通安全施設) 視覚障害者用付加装置の整備 視覚障害者の新しい生活様式を支援するオープンデータ・イノベーション事業
(9) 自転車の走行空間の確保				①・参⑥	自転車専用通行帯の設置等自転車専用空間の確保を推進する。	R2-43	都道府県警察施設整備費補助金(交通安全施設)
(10) 速度違反自動取締装置の整備				①・参④ 参⑥	取締りスペースの確保が困難な生活道路等においても速度違反取締りが行える可搬式速度違反自動取締装置の整備を拡充し、適切な取締りを推進する。	R2-42	速度違反自動取締装置
(11) 自動運転の実現に向けた調査研究(28年度)				①	有識者を交えた調査検討委員会を開催し、システム開発者、研究者等からヒアリングを実施するとともに、諸外国における制度や国際的な議論に関する資料の収集・分析等、公道実証実験の視察等を実施するなどした上で、自動運転の実現に向けた交通関係法規上の課題等について検討を行う。	R2-44	自動運転の実現に向けた調査研究

基本目標に係る予算額等	基本目標に係る予算額等は、令和元年度執行額118,799,960千円(179,994,112千円)、令和2年度当初予算額130,247,361千円(157,497,903千円)、令和3年度当初予算額123,854,272千円(127,906,259千円)である(交通警察費、交通安全対策特別交付金等、()内は複数の政策にわたる経費)。
業績目標に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	<p>○「第11次交通安全基本計画(中間案)」(令和3年3月中央交通安全対策会議決定)</p> <p>第1部第1章第3節Ⅰ</p> <p>1 交通事故による被害を減らすために重点的に対応すべき対象</p> <p>(1) 高齢者及び子供の安全確保</p> <p>(2) 歩行者及び自転車の安全確保と遵法意識の向上</p> <p>(3) 生活道路における安全確保</p> <p>第1部第1章第3節Ⅱ</p> <p>1 道路交通環境の整備</p> <p>(1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備</p> <p>(9) 自転車利用環境の総合的整備</p> <p>2 交通安全思想の普及徹底</p> <p>5 道路交通秩序の維持</p> <p>(1) 交通の指導取締りの強化等</p> <p>8 研究開発及び調査研究の充実</p> <p>(1) 道路交通の安全に関する研究開発及び調査研究の推進</p> <p>イ 高齢者の交通事故防止に関する研究の推進</p> <p>(オ) 安全な自動運転を実用化するための制度の在り方に関する調査研究</p>

令和3年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

基本目標4 業績目標2

基本目標	安全かつ快適な交通の確保	政策所管課	交通企画課、交通指導課、交通規制課、運転免許課	政策評価実施予定時期	令和4年7月頃
業績目標	運転者対策の推進	政策体系上の位置付け	安全かつ快適な交通の確保		
業績目標の説明	飲酒運転等の悪質性・危険性の高い運転に起因する交通死亡事故は、減少傾向にあるものの、依然として多いことから、これを防止するため、継続して悪質・危険運転者対策を推進する。また、高齢社会の進展に伴い、今後、高齢運転者による交通事故の増加が懸念されており、70歳以上の高齢者については、免許保有者10万人当たりの死亡事故件数が多い年齢層であることから、高齢運転者対策を推進し、高齢運転者による交通事故の防止を図る。				

業績指標	達成目標	年ごとの実績値・施策の推進状況(実績)(注2)										目標設定の考え方及び根拠
		基準年	達成年	項目	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和2年の実績値の70.4%	令和3年	
① 悪質性・危険性の高い違反に起因する交通死亡事故件数	悪質性・危険性の高い違反に起因する交通死亡事故件数について、令和2年から29.6%以上減少させる。	令和2年(注1)	令和7年	飲酒運転(件)	213	204	198	176	159	112		悪質性・危険性の高い違反に起因する交通死亡事故件数の減少は、交通秩序の確立の度合いを測る一つの指標となるため。(第11次交通安全基本計画)
				無免許運転(件)	65	47	50	41	40	28		
				最高速度違反(件)	199	162	133	137	157	111		
				信号無視(件)	119	126	113	112	89	63		
				歩行者妨害等(件)	252	238	232	207	192	135		
				指定場所一時不停止(件)	101	107	88	77	67	47		
② 70歳以上の高齢運転者による交通死亡事故件数及び70歳以上の免許保有者10万人当たりの死亡事故件数	70歳以上の高齢運転者による交通死亡事故について、令和2年から29.6%以上減少させる。	令和2年(注1)	令和7年	70歳以上の高齢運転者による交通死亡事故件数(件)	667	629	709	602	525	370		70歳以上の高齢運転者による交通死亡事故件数の減少は、高齢運転者による交通事故の抑止の度合いを図る指標となるため。(第11次交通安全基本計画)
				70歳以上の免許保有者10万人当たりの死亡事故件数(件)	6.8	6.0	6.3	5.0	4.2	3.0		

注1 第11次交通安全基本計画(令和3年度～令和7年度)の基準となる令和2年の実績値を評価基準とした。

注2 数値は、令和3年3月1日までに入手したデータに基づくものである。

参考指標	年ごとの実績値							参考指標の考え方
	項目	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	
① 70歳以上の高齢運転免許保有者数	70歳以上の高齢運転免許保有者数(人)	9,771,844	10,516,986	11,296,951	11,953,118	12,449,790		70歳以上の高齢運転免許保有者数は、業績指標①及び②をめぐる情勢等を把握・分析する際の参考指標となる。
② 交通事故重傷者数	交通事故重傷者数(人)	37,356	36,895	34,558	32,055	27,774		交通事故重傷者数は、業績指標をめぐる情勢等を把握・分析する際の参考指標となる。
③ 交通事故負傷者数	交通事故負傷者数(人)	618,853	580,850	525,846	461,775	369,476		交通事故負傷者数は、業績指標をめぐる情勢等を把握・分析する際の参考指標となる。

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		令和3年度 概算要求額	関連する 業績指標	達成手段の概要等	令和3年度行政事業レビュー	
	令和元年度	令和2年度				事業番号	事業名
(1) 飲酒運転根絶に向けた交通安全教育及び広報啓発等の推進				①	飲酒運転の危険性や交通事故の実態を周知するための交通安全教育や広報啓発を推進するとともに、ハンドルキーパー運動の普及啓発に努めるなど、関係機関・団体・業界と連携して、地域、職域等における飲酒運転根絶に向けた取組を更に進める。	R2-41	広報啓発等
(2) 交通事故抑止に資する指導取締りの推進				①	交通事故実態の分析を踏まえ、事故多発路線等における街頭活動を強化するとともに、無免許運転、飲酒運転、著しい速度超過、信号無視等交通事故に直結する悪質性・危険性の高い違反及び迷惑性が高く住民からの取締り要望の多い違反に重点を置いた取締りを推進する。	-	-
(3) 使用者の背後責任の追及等				①	過積載や過労運転等の違反について、自動車等の使用者等に対する背後責任の追及を徹底するとともに、事業活動に関して行われた悪質・危険な運転行為による交通事故については、事業者等の背後責任の追及を念頭に捜査を尽くす。	-	-
(4) 総合的な暴走族対策の推進				①	あらゆる法令を活用して暴走族構成員等の検挙を徹底するとともに、関係機関・団体と連携して、暴走族への加入阻止や暴走族グループからの離脱支援等総合的な暴走族対策を推進する。	-	-
(5) 交通事故事件等に係る緻密な交通事故事件捜査の一層の推進				①	緻密な交通事故事件捜査を推進するため、危険運転致死傷罪の立件を視野に入れた捜査の徹底、交通事故事件等に係る捜査力の強化及び科学的捜査の推進を図る。	-	-
(6) 悪質・危険運転者に対する迅速・的確な行政処分の実施				①	違反を繰り返す運転者や重大な交通事故を起こした運転者に対し、違反登録に要する期間の短縮や仮停止制度の積極的な運用、更に行政処分の長期未執行者に対する対策強化等を推進し、悪質・危険運転者を道路交通の場から早期に排除する。	-	-
(7) 飲酒運転者に対する取消処分者講習の効果的な実施(23年度試行開始、25年度開始)				①	飲酒行動の改善等のためのブリーフ・インターベンションやディスカッション等を実施し、飲酒運転違反者の再犯防止を図る。	-	-
(8) 取消処分者講習、停止処分者講習等の適正な実施				①	道路交通法等に違反する行為をし、行政処分を受けた者等に対する取消処分者講習や停止処分者講習等について、講習内容の一層の充実等を図るとともに、交通違反者の危険性の改善及び矯正を図る。	-	-
(9) 高齢運転者標識の普及促進(9年度)				②・参①	高齢運転者の安全意識を高めるため、高齢者講習をはじめとする各種機会を通じて、高齢運転者標識の表示の促進を図るとともに、他の年齢層に高齢運転者の特性を理解させ、高齢運転者標識を表示した自動車への保護意識を高めるような運転者教育・広報啓発を推進する。	R2-41	広報啓発等
(10) 信号灯器のLED化、道路標識の高輝度化等				②	信号灯器のLED化、道路標識等の高輝度化等を推進し、信号灯器、道路標識等を視認性に優れたものにする。	R2-43	都道府県警察施設整備費補助金(交通安全施設)
(11) 認知機能検査の適正な実施(21年度開始、28年度改善)				②・参①	75歳以上の運転者が認知機能検査を通じて認知機能の状況を自覚することができるよう、臨時認知機能検査等の適正かつ円滑な実施について、高齢運転者の安全運転継続を支援する。	-	-
(12) 認知機能検査の結果等に基づく効果的な高齢者講習の実施(21年度開始、28年度改善)				②・参①	臨時高齢者講習を含む高齢者講習について、認知機能検査の結果に基づいた助言、指導を行うなど、受講者一人一人の特性に応じたきめ細やかな講習を実施し、高齢運転者に効果的な安全運転教育を行い交通事故防止を図る。	-	-
(13) 臨時適性検査の的確な実施				②・参①	専門医等と緊密に連携し、臨時適性検査を的確に実施して、一定の症状を呈する病気等に係る高齢運転者等の交通事故防止を図る。	-	-
(14) 高齢運転者等への支援の実施				②・参①	高齢運転者に対する交通安全教育の実施や免許更新における高齢者講習の円滑な受講、運転免許証の自主返納の促進に向けた広報啓発活動の強化等、高齢運転者等に対する支援施策を推進し、高齢運転者による交通事故防止を図る。	-	-
(15) 速度違反自動取締装置の整備				①	取締りスペースの確保が困難な生活道路等においても速度違反取締りが行える可搬式速度違反自動取締装置の整備を拡充するほか、固定式速度違反自動取締装置を整備し、適切な取締りを推進する。	R2-42	速度違反自動取締装置

(16) 自動運転の実現に向けた調査研究(28年度)	①・②	有識者を交えた調査検討委員会を開催し、システム開発者、研究者等からヒアリングを実施するとともに、諸外国における制度や国際的な議論に関する資料の収集・分析、公道実証実験の視察等を実施するなどした上で、自動運転の実現に向けた交通関係法規上の課題等について検討を行う。	R2-44	自動運転の実現に向けた調査研究
(17) 自動運転に係る事故原因の適正な究明(令和2年度)	①	自動運転車が関係する事故のうち、社会的反響が大きいと見込まれる一定の重大事故について、その再発防止による交通の安全の確保や自動運転車の普及等に対応した制度設計を図るため、関係者と連携し、高度な専門知識を有する有識者等の関与の下、自動運転車が関係する事故原因の適正な究明を行う。	R2-46	自動運転に係る事故原因の適正な究明
(18) 「安全運転サポート車」の普及啓発等	②	身体機能の変化に伴う運転リスクを排除するため、加齢に応じた望ましい運転の在り方等に係る交通安全教育等を推進するとともに、運転免許センター等の警察施設を活用した試乗会や高齢者講習等のあらゆる機会を活用した広報啓発により、「安全運転サポート車」の普及啓発を推進する。	R2-41	広報啓発等
(19) 運転技能検査対象者スクリーニング基準の分析(令和3年度)	②	令和2年改正道路交通法により導入が予定されている運転技能検査の対象となる「一定の違反」に関する分析を行い、高齢運転者による交通事故の防止を図る。	R3-4	運転技能検査対象者スクリーニング基準の分析
(20) AT限定免許の在り方に関する調査研究(令和3年度)	②	様々な免種にAT限定免許を導入した場合のAT限定解除審査の在り方について、走行実験を実施し、その結果を分析するなどにより検討を行う。	R3-3	AT限定免許の在り方に関する調査研究
(21) 限定免許制度の在り方に関する調査研究(令和3年度)	②	令和2年改正道路交通法により導入が予定されている限定免許制度の具体化等の検討を行い、高齢運転者による交通事故の防止を図る。	R3-2	限定免許制度の在り方に関する調査研究
(22) 運転免許証の更新システムの高度化モデル事業(令和3年度)	①	優良運転者に対する更新時講習について、4つの道府県において、受講者個々のスマートフォンを用いてオンラインで受講するモデル事業を行う。	R2-49	運転免許証の更新システムの高度化モデル事業
基本目標に関する予算額等	基本目標に関する予算額等は、令和元年度執行額118,799,960千円(179,994,112千円)、令和2年度当初予算額130,247,361千円(157,497,903千円)、令和3年度当初予算額123,854,272千円(127,906,259千円)である(交通警察費、交通安全対策特別交付金等、〈〉内は複数の政策にわたる経費)。			
業績目標に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	○ 「第11次交通安全基本計画」(令和3年3月中央交通安全対策会議決定) 第1部第1章第3節Ⅰ 1 交通事故による被害を減らすために重点的に対応すべき対象 (1) 高齢者及び子供の安全確保 (2) 歩行者及び自転車の安全確保と遵法意識の向上 (3) 生活道路における安全確保 第1部第1章第3節Ⅱ 3 安全運転の確保 5 道路交通秩序の維持 8 研究開発及び調査研究の充実 (1) 道路交通の安全に関する研究開発及び調査研究の推進 イ 高齢者の交通事故防止に関する研究の推進 (オ) 安全な自動運転を実用化するための制度の在り方に関する調査研究			

令和3年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

基本目標	安全かつ快適な交通の確保			政策所管課	交通規制課			政策評価実施予定時期	令和4年7月頃		
業績目標	道路交通環境の整備			政策体系上の位置付け	安全かつ快適な交通の確保						
業績目標の説明	社会資本整備重点計画(令和3年5月閣議決定)に即して、交通安全施設等整備事業を推進することにより、道路交通環境を整備する。										
業績指標	達成目標		年(年度)ごとの実績値・施策の推進状況(実績)							目標設定の考え方及び根拠	
	目標値	達成年	項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度		
① 交通安全施設等の整備により抑止される死傷事故	交通安全施設等の整備により、死傷事故を次のとおり抑止する。	約1万8,000件	令和7年度	信号機の改良等により抑止されると推計される死傷事故件数(件/年)	9,843	13,866	16,146	18,811	19,418	社会資本整備重点計画において設定されている、交通安全施設等整備事業により達成すべき成果目標(アウトカム目標)であるため。	
	i 信号機の改良等により、死傷事故を令和7年度末までに約1万8,000件/年抑止する。 ii 事故危険箇所対策(注1)により、令和7年における対策実施箇所の死傷事故を、令和元年比(注2)で約3割抑止する。	約3割(令和7年)(注2)	令和7年	事故危険箇所対策実施箇所における対策により抑止された死傷事故件数の割合(%)	44	40	47	効果測定中	効果測定中		
注1 死傷事故発生率が高く、又は死傷事故が多発している交差点・単路を選定の上、集中的に交通安全施設等を整備 注2 平成28年度の割合は平成25年7月指定に係る事故危険箇所対策の実績値(平成23年比)、平成29年度から令和2年度の割合は平成29年1月指定に係る事故危険箇所対策の実績値(平成26年比)											

	項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
② 信号制御の改良等により実現される円滑な交通	信号制御の改良等により、円滑な交通を次のとおり実現する。							社会資本整備重点計画において設定されている、交通安全施設等整備事業により達成すべき成果目標(アウトカム目標)であり、また、バリアフリー対応型信号機等の整備については、移動等円滑化の促進に関する基本方針においても目標として設定されているため。
	i 信号制御の改良等により、対策実施箇所において通過時間を令和7年度までに約1,800万人時間/年短縮する。	約1,800万人時間						
	ii 信号制御の改良等により、二酸化炭素の排出量を令和7年度までに約3万t-CO2/年抑止する。	約3万t-CO2	17,573	24,379	27,571	34,755	37,676	
	iii 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)に基づく重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路全てにおいて、バリアフリー対応型信号機等を整備するとともに、当該道路のうち、道路又は交通の状況に応じ、視覚障害者の移動上の安全性を確保することが特に必要であると認められる部分において、音響信号機及びエスコートゾーンを整備する。	原則100%(令和7年度)	99.5	99.1	98.7	99.0	97.8	
						49		
③ 老朽化した信号機数	対策がとられなかった場合、令和7年度には老朽化した信号機が約10万基を超えることになるところ、同年度までに約45,000基を更新し、これを約6万基以下に抑える。	約6万基以下(令和7年度)	44,383	45,773	46,582	46,952	50,240	社会資本整備重点計画において設定されている、交通安全施設等整備事業により達成すべき整備目標(アウトプット目標)を踏まえた老朽化した信号機の抑止目標数であるため。
			6,982	7,192	7,167	7,999	7,799	
④ 信号機電源付加装置の整備台数	停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備台数を令和7年度までに約2,000台整備する。	約2,000台	444	701	948	1,659	2,119	社会資本整備重点計画において設定されている、交通安全施設等整備事業により達成すべき整備目標(アウトプット目標)であるため。
参考指標		年度ごとの実績値						参考指標の考え方
	項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
① 老朽化した信号機の更新数	老朽化した信号機の更新数(基)	6,982	7,192	7,167	7,999	7,799		老朽化した信号機の更新数は、業績指標①、②、③及び④をめぐる情勢等を把握・分析する際の参考指標となる。
	累計数(基)	13,201	20,393	27,560	35,559	43,358		

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		令和3年度 概算要求額	関連する 業績指標	達成手段の概要等	令和3年度行政事業レビュー	
	令和元年度	令和2年度				事業番号	事業名
(1) 広域交通管制システムの更新整備及び維持管理(23年度)	—			②	都道府県警察の広域交通管制システムから、渋滞情報、旅行時間情報、交通量、交通監視画像等のデータを警察庁へ集約することで、災害発生時や大規模警備時等に関連道路の交通量、規制等の把握や各都道府県警察への交通規制等に関する指示・指導を行う。	R2-50	広域交通管制システムの更新整備及び維持管理
(2) 交通安全施設等整備事業効果測定(15年度)				①・② ③・④・参 ①	交通安全施設等について、迅速かつ効率的に当該目標を達成するため、事業項目ごとのデータを収集した上、その効果に関して分析を行い、交通安全施設等整備事業の在り方を検証する。	R2-51 R3-5	交通安全施設等整備事業効果測定 交通安全施設等整備事業の効果測定手法の検証及び見直しに係る調査研究
(3) 特定交通安全施設等整備事業(昭和41年度)				①・② ③・④・参 ①	信号機、道路標識及び道路標示の整備並びに交通管制センターの整備を行うことにより、交通の安全と円滑を実現する。	R2-43 R2-45 R2-52 R2-53	都道府県警察施設整備費補助金(交通安全施設) 視覚障害者用付加装置の整備 都道府県警察施設整備費補助金(災害に備えた道路交通環境の整備) 都道府県警察施設整備費補助金(ゾーン30の推進)
(4) 大規模災害発生時の広域交通規制の高度化に資する交通情報収集システム整備(25年度)				②	大規模災害発生時に、いち早く通行可能な道路を把握し、人命救助等の災害対策を迅速かつ的確に実施するとともに避難路や迂回路に係る情報を国民にいち早く提供するため、警察が収集する交通情報に民間事業者のプロープ情報を融合するシステムの整備を図る。	—	—
(5) 今後の交通管制の在り方に関する調査研究(令和2年度)				②	今後の交通管制の在り方や交通管制に活用する新たな情報の入手方法(外部から入手することが前提となるため交通管制システムのセキュリティ担保方策の検討を行うことも含む。)及び活用方法について検討し、新たな交通管制システムに関する調査研究を実施する。	R2-55	今後の交通管制の在り方に関する調査研究
基本目標に関する予算額等	基本目標に関する予算額等は、令和元年度執行額118,799,960千円(179,994,112千円)、令和2年度当初予算額130,247,361千円(157,497,903千円)、令和3年度当初予算額123,854,272千円(127,906,259千円)である(交通警察費、交通安全対策特別交付金等、<)内は複数の政策にわたる経費)。						
業績目標に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	○「社会資本整備重点計画」(令和3年5月閣議決定) 交通安全施設等整備事業						
	○「第11次交通安全基本計画」(令和3年3月中央交通安全対策会議決定) 第1部第1章第3節Ⅱ 1 道路交通環境の整備						

令和3年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

基本目標5 業績目標1

(警察庁3-14)

基本目標	国の公安の維持		政策所管課	公安課・外事課・警備第一課・警備第二課			政策評価実施予定時期	令和4年7月頃				
業績目標	重大テロ事案等を含む警備犯罪への的確な対処		政策体系上の位置付け	国の公安の維持								
業績目標の説明	的確な警備措置を講ずることにより、重大テロ事案等(注1)を含む警備犯罪(注2)の予防鎮圧を図るとともに、その取締りを的確に実施する。(業績目標3に係る部分を除く。) 注1 国民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがあるテロリズム及び過激な反グローバリズム運動に伴う大規模暴動等 注2 国の公安又は利益に係る犯罪、警備実施に関連する犯罪その他各種の社会運動に伴う犯罪											
業績指標	達成目標	年ごとの実績値・施策の推進状況(実績)							目標設定の考え方及び根拠			
		基準年	達成年	項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度		令和2年度	平成28～令和2年度(平均)	令和3年度
① 治安警備及び警衛・警護の実施状況(事例)	国内外の情勢に応じた警備措置を行い、警備対象の安全を確保する。		令和3年度	—							治安警備及び警衛・警護の実施状況は、重大テロ事案等の予防鎮圧に向けた取組の推進状況を測る一つの指標となるため。	
② 主要警備対象勢力(注3)に係る犯罪の検挙状況(検挙件数及び検挙人員並びに検挙事例)	主要警備対象勢力に係る犯罪の検挙件数及び検挙人員について、過去5年間の平均並みの水準を維持する。	平成28～令和2年	令和3年	項目	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	平成28～令和2年(平均)	令和3年	主要警備対象勢力による違法事案への対処の状況は、警備犯罪の取締りの推進状況を測る一つの指標となるため。
				オウム真理教に係る事件検挙件数(件・上段)・検挙人員(人・下段)	1	1	2	1	1	1	1	
					2	5	2	2	1	2		
				極左暴力集団に係る事件検挙件数(件・上段)・検挙人員(人・下段)	25	32	9	17	8	18		
					35	30	8	19	10	20		
右翼運動に伴う事件検挙件数(件・上段)・検挙人員(人・下段)	102	173	114	94	62	109						
	152	216	171	112	85	147						
注3 警備犯罪を行い、又は行うおそれのある主要な対象												
参考指標	年度(年)ごとの実績値							参考指標の考え方				
	項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度					
① 重大テロ事案等の対処に係る各種訓練の実施件数	国民保護共同訓練(回)	22	29	24	20	11		重大テロ事案等の対処に係る各種訓練の実施件数は、業績指標①をめぐる情勢等を把握・分析する際の参考指標となる。				
	自衛隊との共同訓練(回)	42	39	38	32	22						
	海上保安庁との共同訓練(回)	36	29	32	31	32						
② 重大テロ事案等の発生件数	重大テロ事案等の発生件数(件)	0	0	0	0	0		重大テロ事案等の発生件数は、業績指標①をめぐる情勢等を把握・分析する際の参考指標となる。				
③ 治安警備及び警衛・警護実施件数	項目	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	治安警備及び警衛・警護実施件数は、業績指標①をめぐる情勢等を把握・分析する際の参考指標となる。				
	治安警備実施件数(件)	11,163	10,373	9,842	9,994	6,044						
	警衛実施件数(件)	4,117	4,102	3,646	3,846	1,688						
	警護実施件数(件)	19,776	19,168	19,027	20,323	13,486						

④ 不法滞在者等の検挙件数及び検挙人員並びに不法残留者数	入管法違反送致件数(件・上段)・送致人員(人・下段)(注4)	3,713	4,411	5,114	6,241	6,846		不法滞在者等の検挙件数及び検挙人員並びに不法残留者数は、業績指標②をめぐる情勢等を把握・分析する際の参考指標となる。
	入管法第65条の適用人員(人)	738	642	796	1,000	699		
	不法残留者数(注5)(人)	65,270	66,498	74,167	82,892	82,868		

注4 「入管法違反送致件数・送致人員」は、日本人が被疑者である事件を含む。

注5 法務省の公表による(各年の数字はその翌年の1月1日現在のもの)。

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		関連する 業績指標	達成手段の概要等	令和3年度行政事業レビュー	
	令和元年度	令和2年度			令和3年度 概算要求額	事業番号
(1) 重要施設等の警戒警備	—		①・参①・ 参②	厳しい国際テロ情勢を踏まえ、原子力関連施設、首相官邸等の我が国の重要施設、米国防務施設、鉄道等の公共交通機関等の警戒警備を情勢に応じ適切に実施し、重大テロ等の発生を予防鎮圧する。	R2-57 R2-58 R2-59 R2-60 R2-61	焦点 千葉県警察成田国際空港警備隊費 国境離島警備部隊費等 情報収集・分析の強化等 皇宮警察本部
(2) 重大テロ事案等対処に係る各種訓練	—		①・参①・ 参②	重大テロ事案等の発生時において迅速かつ確な対処を行い、被害の最小化を図るため、関係機関との共同訓練等の各種訓練を実施する。	R2-56 R2-57 R2-60	衛星回線契約役務 焦点 情報収集・分析の強化等
(3) 大規模警備・警護警備	—		①・参③	警備事象や情勢等に応じた適切な警備体制を確立して的確な警備・警護警備を実施し、警備対象の安全を確保する。	R2-56 R2-57 R2-60 R2-61	衛星回線契約役務 焦点 情報収集・分析の強化等 皇宮警察本部
(4) 関係機関との情報交換等の連携	—		①・参②	重大テロや武力攻撃事態等の緊急対処事態に至った場合に、関係機関・団体と連携し、住民の避難等の措置を適切に講じるため、内閣官房、自治体、消防、自衛隊等と平素から情報を共有するなど、緊密な連携を図る。	R2-57 R2-60	焦点 情報収集・分析の強化等
(5) 主要警備対象勢力による違法事案の取締り等	—		②	オウム真理教については、教団信者による組織的違法行為に対する厳正な取締りを推進するとともに、無差別大量殺人行為を再び起こさせないため、関係機関と連携して実態解明に努める。極左暴力集団については、不法行為に対する捜査を通じ、「テロ、ゲリラ」事件の未然防止や違法な調査活動等の非公然・非合法活動の摘発に努める。右翼については、銃器犯罪や資金獲得を目的とした犯罪の検挙を通じ、テロ等重大事件の未然防止を図るとともに、市民の平穏な生活に支障を与える悪質な街頭宣伝活動に対して、様々な法令を適用して事件検挙に努める。	R2-57 R2-60 R2-62	焦点 情報収集・分析の強化等 インターネット・オシントセンター
(6) 不法滞在者等の取締り等	—		②・参④	合同摘発や情報交換等、出入国在留管理庁等の関係機関との連携を強化し、不法滞在者等の取締りを推進する。	R2-57 R2-60	焦点 情報収集・分析の強化等
基本目標に関する予算額等	基本目標に関する予算額等は、令和元年度執行額9,841,179千円(179,994,112千円)、令和2年度当初予算額12,143,525千円(157,497,903千円)、令和3年度当初予算額10,658,118千円(127,906,259千円)である(警備警察費及び皇宮警察本部(うち護衛・警備に必要な経費)、()内は複数の政策にわたる経費)。					
業績目標に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「『世界一安全な日本』創造戦略」(平成25年12月10日閣議決定) <ul style="list-style-type: none"> Ⅲ 戦略の内容 <ul style="list-style-type: none"> 2 G8サミット、オリンピック等を見据えたテロ対策・カウンターインテリジェンス等 ○ 「パリにおける連続テロ事案等を受けたテロ対策の強化・加速化等について」(平成27年12月4日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定) <ul style="list-style-type: none"> 1 各種テロ対策の強化・加速化 2 水際対策の強化 3 重要施設・ソフトターゲット等の警戒警備及びテロ対処能力の強化 4 官民一体となったテロ対策の推進 ○ 「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会を見据えたテロ対策推進要綱」(平成29年12月11日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定) <ul style="list-style-type: none"> 1 情報収集・集約・分析等の強化 2 水際対策の強化 3 ソフトターゲットに対するテロの未然防止 4 重要施設の警戒警備及びテロ対処能力の強化 5 官民一体となったテロ対策の推進 					

令和3年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

基本目標5 業績目標2

基本目標	国の公安の維持	政策所管課	警備第二課	政策評価実施予定時期	令和4年7月頃																
業績目標	災害への的確な対処	政策体系上の位置付け	国の公安の維持																		
業績目標の説明	的確な警備措置を講ずることにより、災害の発生に伴う被害の最小化等を図る。																				
業績指標	達成目標	年度ごとの実績値・施策の推進状況(実績)					目標設定の考え方及び根拠														
		基準年	達成年	項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成28～令和2年度(平均)	令和3年度										
① 災害への対処に係る関係機関との合同訓練の実施状況(各種訓練の実施件数及び事例)	関係機関との合同訓練の実施件数について、過去5年間の平均並みの水準を維持する。	平成28～令和2年度	令和3年度	管区広域緊急援助隊(注1)合同警備訓練等での自衛隊等関係機関との合同訓練の回数(回)	9	9	7	8	7	8		関係機関との合同訓練の実施状況は、災害への的確な対処に向けた取組の推進状況を測る一つの指標となるため。また、達成目標について、より適切な内容とするため変更したものの。									
注1 大規模災害発生時等に全国警察から直ちに被災地へ派遣する部隊																					
② 災害警備活動の実施状況(事例)	災害の発生に際し、被害の最小化に向けた災害警備活動を推進する。		令和3年度		—							災害警備活動の実施状況は、災害への的確な対処に向けた取組の推進状況を測る一つの指標となるため。									
参考指標				年(年度)ごとの実績値								参考指標の考え方									
				項目	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年											
① 災害警備活動に伴う被災都道府県警察の警察官出動延べ人員数(注2)(注3)				警察官の出動延べ人員(人)	40,029	25,389	62,735	72,296	15,237												
主な災害種別ごとの発生件数、人的被害及び被災都道府県警察の警察官出動延べ人員					地震	台風	計	地震	台風	計	地震	台風	計	地震	台風	計	災害種別ごとの発生件数、人的被害及び警察官の出動延べ人員は、業績指標②をめぐる情勢等を把握・分析する際の参考指標となる。				
				件数(件)(注4)	6	2	8	7	4	11	9	7	16	9	8	17		7	4	11	
				人的被害	死者(人)	50	28	78	0	15	15	46	20	66	0	90		90	0	3	3
				行方不明者(人)	0	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	4		4	0	6	6
				負傷者(人)	2,854	184	3,038	5	347	352	1,237	1,384	2,621	60	775	835		25	145	170	
				出動延べ人員(人)(注5)	25,390	7,974	33,364	354	9,886	10,240	9,136	19,120	28,256	321	65,781	66,102	108	2,445	2,553		
※ 地震の欄の数値には、地震によって発生した津波に係る数値も含む。																					
② 警察災害派遣隊として被災都道府県警察に派遣された警察官出動延べ人員				項目	出動事案							出動延べ人員(人)	警察災害派遣隊の事案ごとの出動延べ人員は、業績指標②をめぐる情勢等を把握・分析する際の参考指標となる。								
平成28年度				平成28年熊本地震(4月)								27,936									
				台風10号(8月、9月)								1,217									
平成29年度				鳥取県中部地方を震源とする地震(10月)								226									
				平成29年7月九州北部豪雨(7月)								3,110									
平成30年度				平成30年2月4日からの大雪(2月)								40									
				平成30年7月豪雨(7月)								19,357									
令和元年度				平成30年北海道胆振東部地震(9月)								3,620									
				令和元年東日本台風(10月)								4,406									
令和2年度				令和2年7月豪雨(7月)								2,927									
				令和2年台風第10号								1,413									
令和3年度																					
注2 台風、大雨、強風、高潮、地震及び津波による被害発生に伴い災害警備活動に従事した都道府県警察の警察官(現場臨場したものに限る。)の延べ数 注3 年をまたぐ出動については、災害が発生した年に人員を計上 注4 件数は、警察庁において警備連絡室以上の警備本部等を設置した数 注5 「災害警備活動に伴う警察官の出動延べ人員」の注釈を参照																					

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		令和3年度 概算要求額	関連する 業績指標	達成手段の概要等	令和3年度行政事業レビュー	
	令和元年度・令和2年度					事業番号	事業名
(1) 災害警備活動	—			②・参①・参②	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、関係都道府県警察は所要の体制を確立して、被害の最小化に向けた災害警備活動を推進する。	R2-56 R2-57 R2-60	衛星回線契約役務 焦点 情報収集・分析の強化等
(2) 災害対策用資機材の整備				②・参①・参②	災害発生時に対処に当たる広域緊急援助隊等の装備資機材等の充実により、災害の発生に際し被害の最小化に向けた災害警備活動を推進する。	R2-57 R2-60	焦点 情報収集・分析の強化等
(3) 災害への対処に係る関係機関との合同訓練				①	全国の都道府県警察における各種実戦的訓練の実施により、災害対処能力を充実強化し、災害への的確な対処に向けた取組を推進する。	R2-56 R2-57 R2-60 R2-63	衛星回線契約役務 焦点 情報収集・分析の強化等 災害警備訓練施設の整備
(4) 関係機関との情報交換等の連携				①	災害発生時の対処等について、関係機関との情報交換を行うなど、緊密な連携を図ることで、災害への的確な対処に向けた取組を推進する。	R2-57 R2-60	焦点 情報収集・分析の強化等
基本目標に関する予算額等	基本目標に関する予算額等は、令和元年度執行額9,841,179千円(179,994,112千円)、令和2年度当初予算額12,143,525千円(157,497,903千円)、令和3年度当初予算額10,658,118千円(127,906,259千円)である(警備警察費及び皇宮警察本部(うち護衛・警備に必要な経費)、〈内は複数の政策にわたる経費)。						
業績目標に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第204回国会における菅内閣総理大臣施政方針演説(令和3年1月) <ul style="list-style-type: none"> 二 東日本大震災からの復興、災害対策 ○ 「防災基本計画」(令和元年5月中央防災会議決定) <p>我が国の国土は、地震、津波、暴風、竜巻、豪雨、地滑り、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、火山噴火、豪雪など極めて多様な自然災害が発生しやすい自然条件下に位置する。また、社会・産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、海上災害、航空災害、鉄道災害、道路災害、原子力災害、危険物等災害、大規模な火事災害、林野火災など大規模な事故による被害(事故災害)についても防災対策の一層の充実強化が求められている。</p> 						

令和3年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

基本目標5 業績目標3

基本目標	国の公安の維持	政策所管課	外事課・国際テロリズム対策課	政策評価実施予定時期	令和4年7月頃						
業績目標	対日有害活動、国際テロ等の未然防止及びこれら事案への的確な対処	政策体系上の位置付け	国の公安の維持								
業績目標の説明	謀報事案、拉致容疑事案等、大量破壊兵器関連物資等の不正輸出事案、国際テロ等に係る国内外の情報収集・分析機能を強化することにより、対日有害活動、国際テロ等の未然防止を図るとともに、これら事案に的確に対処する。										
業績指標	達成目標	年ごとの実績値・施策の推進状況(実績)					目標設定の考え方及び根拠				
		基準年	達成年	項目	平成28年度	平成29年度		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
①	国内外の関係機関との情報交換等の連携状況(事例)	国内外の機関との情報交換をはじめとした関係機関との連携を強化する。	令和3年度								関係機関との連携強化の推進状況は、謀報・国際テロ等の未然防止に向けた取組及びこれら事案への的確な対処の推進状況を測る一つの指標となるため。
②	北朝鮮による拉致容疑事案等、大量破壊兵器関連物資等の不正輸出事案等対日有害活動に係る事案への取組状況(事例)	北朝鮮による拉致容疑事案等、大量破壊兵器関連物資等の不正輸出事案等対日有害活動に対する取組を推進する。	令和3年度								北朝鮮による拉致容疑事案等、大量破壊兵器関連物資等の不正輸出事案等の対日有害活動に係る事案への取組状況は、これら事案に対する的確な対処の推進状況を測る一つの指標となるため。
参考指標		年度ごとの実績値					参考指標の考え方				
		項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
①	国内における国際テロの発生件数	国際テロの発生件数(件)	0	0	0	0	0	0	国内における国際テロの発生件数は、業績指標①をめぐる情勢を把握・分析する際の参考指標となる。		
②	海外における国際テロの発生状況(事例)								海外における国際テロの発生状況は、業績指標①をめぐる情勢を把握・分析する際の参考指標となる。		
達成手段(開始年度)	補正後予算額(執行額)	令和3年度概算要求額	関連する業績指標	達成手段の概要等				令和3年度行政事業レビュー			
	令和元年度	令和2年度		事業番号	事業名						
(1) 官邸、関係機関等との連携			①・②、 参①・参②	R2-57	焦点 情報収集・分析の強化等						
(2) 外国治安情報機関等との情報交換			①・②、 参①・参②	R2-60 R2-64	ラヂオプレスニュース速報受信						
(3) 情報収集・分析機能の強化			①・②、 参①・参②	R2-57 R2-60 R2-62 R2-64 R2-65 R2-66	焦点 情報収集・分析の強化等 インターネット・オシントセンター ラヂオプレスニュース速報受信 国際テロ対策データベースシステム 国際テロ捜査情報分析支援装置維持費						
基本目標に係る予算額等	基本目標に係る予算額等は、令和元年度執行額9,841,179千円(179,994,112千円)、令和2年度当初予算額12,143,525千円(157,497,903千円)、令和3年度当初予算額10,658,118千円(127,906,259千円)である(警備警察費及び皇宮警察本部(うち護衛・警備に必要な経費)、)内は複数の政策にわたる経費)。										
業績目標に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「「世界一安全な日本」創造戦略」(平成25年12月10日閣議決定) Ⅲ 戦略の内容 2 G8サミット、オリンピック等を見据えたテロ対策・カウンターインテリジェンス等 ○ 「バリエーションにおける連続テロ事案等を受けたテロ対策の強化・加速化等について」(平成27年12月4日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定) Ⅰ 各種テロ対策の強化・加速化 1 情報収集・分析等の強化 6 テロ対策協力のための国際協力の推進 ○ 「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会を見据えたテロ対策推進要綱」(平成29年12月11日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定) 1 情報収集・集約・分析等の強化 2 水際対策の強化 7 テロ対策のための国際協力の推進 ○ 第204回国会における菅内閣総理大臣施政方針演説(令和3年1月) 六 外交・安全保障 										

令和3年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

基本目標6 業績目標1

(警察庁3-⑩)

基本目標	犯罪被害者等の支援の充実			政策所管課	教養厚生課			政策評価実施予定時期	令和4年7月頃				
業績目標	犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実			政策体系上の位置付け	犯罪被害者等の支援の充実								
業績目標の説明	犯罪被害者等は、犯罪による直接的な被害に加えて、経済的損害、精神的苦痛等の様々な被害を被っており、多様な場面において支援を必要としていることから、犯罪被害者等に対する経済的・精神的支援等の総合的な支援を充実させる。												
業績指標	達成目標	基準年	達成年	年度ごとの実績値・施策の推進状況(実績)								目標設定の考え方及び根拠	
				項目	令和2年度	平成28～令和2年度(平均)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
① 犯罪被害給付制度の運用状況(平均裁定期間)	平均裁定期間について、第3次犯罪被害者等基本計画期間(平成28～令和2年度)中と同水準を維持する。	平成28～令和2年度	令和7年度	平均裁定期間(月)(注1)	7.0	6.9							犯罪被害給付制度の運用状況は、総合的な犯罪被害者支援の推進状況を測る一つの指標となるため。(第4次犯罪被害者等基本計画)
注1 各年度中に裁定がなされた事件の申請から裁定までの期間の平均													
参考指標	年度ごとの実績値							参考指標の考え方					
	項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度						
① 犯罪被害給付制度の運用状況(申請に係る被害者数、支給被害者数、不支給被害者数、裁定金額等)	申請	被害者(人)	460	390	386	385	369		犯罪被害給付制度の運用状況は、業績指標をめぐり情勢等を把握・分析する際の参考指標となる。				
		申請件数(件)	536	454	455	470	440						
	裁定	支給被害者(人)	390	353	295	316	263						
		裁定件数(件)	470	414	332	393	338						
		不支給被害者(人)	50	44	34	59	33						
		裁定件数(件)	54	47	38	68	39						
		合計(人)	440	397	329	375	296						
		裁定件数(件)	524	461	370	461	377						
	裁定金額(百万円)	882	1001	724	1029	825							
	裁定期間の中央値(月)	4.4	4.2	4.1	5.3	4.7							
注2 申請受理から支給までには一定の期間を要するため、各年度における申請件数と裁定件数は必ずしも一致しない。 注3 犯罪被害者等給付金のうち、遺族給付金については、支給対象者となる第一順位遺族が、被害者一名につき複数名存在する場合があるため、被害者数と申請又は裁定件数は必ずしも一致しない。													

	項目	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年		令和3年	参考指標の考え方
	② 犯罪被害者等に対する公費負担制度の運用状況	司法解剖後の遺体修復・遺体搬送件数(件)	6,378	6,101	7,046	6,794	6,078		
	診断書料、初診料、検案書料の支給件数(件)(注4)	6,290	6,095	5,632	5,454	5,312			
	性犯罪被害に係る診断書料、検査費用の支給件数(緊急避妊費用、人工中絶費用を含む)(件)	3,538	3,474	4,031	4,089	3,771			
③ 犯罪被害者等に対するカウンセリング体制の整備状況(警察における臨床心理士資格を有する被害相談専門要員の配置数及びその他の被害相談専門要員の配置数)(注5)	項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度		令和3年度	犯罪被害者等に対するカウンセリング体制の整備状況は、業績指標をめぐめる情勢等を把握・分析する際の参考指標となる。
	警察における臨床心理士資格を有する被害相談専門要員(人)	90	85	93	100	105			
その他の被害相談専門要員(人)	54	50	73	66	80				
④ 犯罪被害者等に対するカウンセリングの実施件数	警察部内カウンセラーによるカウンセリング実施件数(件)	4,083	3,878	3,681	4,316	4,723			犯罪被害者等に対するカウンセリングの実施件数は、業績指標をめぐめる情勢等を把握・分析する際の参考指標となる。
	部外カウンセラーによるカウンセリング実施件数(件)	492	535	484	512	476			
⑤ 関係機関・団体等との連携状況(民間被害者支援団体における相談受理件数、直接支援件数及び警察からの情報提供件数)	民間被害者支援団体における相談受理件数(件)	29,374	33,116	36,793	37,808	33,932			関係機関・団体等との連携状況は、業績指標をめぐめる情勢等を把握・分析する際の参考指標となる。
	民間被害者支援団体における直接支援件数(件)	7,656	7,969	8,202	7,445	6,968			
	警察からの情報提供件数(件)	1,203	1,204	1,107	1,169	1,081			
⑥ 刑法犯(過失犯(注6)を除く。)による死者及び重傷者(注7)の数	死者(人)	470	459	446	463	431			刑法犯(過失犯を除く。)による死者及び重傷者の数は、業績指標をめぐめる情勢等を把握・分析する際の参考指標となる。
	重傷者(人)	2,570	2,390	2,490	2,318	2,157			
	合計(人)	3,040	2,849	2,936	2,781	2,588			
⑦ 交通事故による死者及び重傷者(注7)の数	死者(人)	3,846	3,666	3,423	3,227	2,706			交通事故による死者及び重傷者の数は、業績指標をめぐめる情勢等を把握・分析する際の参考指標となる。
	重傷者(人)	36,904	36,566	34,229	31,369	25,767			
注4 診断書料及び初診料については、性犯罪被害に係るものを除く件数 注5 各年度内の数は翌年度4月1日時点の配置数 注6 過失犯とは、過失致死傷、業務上過失致死傷及び失火をいう。 注7 重傷者とは、全治1か月以上の傷害を負った者をいう。 ※ ⑥及び⑦(交通事故による死者を除く)について、令和2年度は暫定値である。									

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額) 令和元年度:令和2年度	令和3年度 概算要求額	関連する 業績指標	達成手段の概要等	令和3年度行政事業レビュー	
					事業番号	事業名
(1) 警察庁犯罪被害者支援基本計画の推進(令和3年度)	—		①・参①・ 参②・参③・ 参④・参⑤	「警察庁犯罪被害者支援基本計画」に基づく各種支援施策を推進する。	R2-67 R2-68 R2-69	犯罪被害者支援経費 犯罪被害給付金 国外犯罪被害者慰金等
(2) 被害者支援活動等に対する適切な評価の実施			①・参②・ 参④	犯罪被害者支援に携わる警察職員の士気の高揚を図るため、真に国民のニーズを踏まえた犯罪被害者支援活動及び効果的な施策に対して、表彰を実施する。		
(3) 広報の推進			①・参②・ 参④	11月を広報実施月に設定して、犯罪被害者支援活動の周知と参加の促進及び犯罪被害給付制度の周知徹底について、重点的に広報を実施するとともに、年間を通じて、関係機関・団体と連携を図る。	R2-67	犯罪被害者支援経費
(4) 全国犯罪被害者支援フォーラム等を通じた民間被害者支援団体との連携の推進(8年度)			①・参⑤	民間被害者支援団体等と「全国犯罪被害者支援フォーラム2020」を共催するなど、引き続き民間被害者支援団体との連携を図る。	R2-67	犯罪被害者支援経費
(5) 被害を受けた少年に対する支援の推進(被害少年に対する継続的な支援の推進等)			①・参④・ 参⑤	少年サポートセンター等において、関係機関・団体と協力し、カウンセリングの実施や少年の家庭環境をはじめとする周囲の環境の調整を行うなど、精神面・環境面での継続的な支援を行う。		
基本目標に関する予算額等	基本目標に関する予算額等は、令和元年度執行額1,025,949千円(179,994,112千円)、令和2年度当初予算額1,182,037千円(157,497,903千円)、令和3年度当初予算額1,082,197千円(127,906,259千円)である(犯罪被害給付費、<)内は複数の政策にわたる経費)。					
業績目標に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「「世界一安全な日本」創造戦略」(平成25年12月10日閣議決定) <ul style="list-style-type: none"> Ⅲ 戦略の内容 <ul style="list-style-type: none"> 5 活力ある社会を支える安全・安心の確保 (6) 犯罪被害者等の保護 ○ 「第4次犯罪被害者等基本計画」(令和3年3月30日閣議決定) <ul style="list-style-type: none"> V 重点課題に係る具体的施策 <ul style="list-style-type: none"> 第1 損害回復・経済的支援等への取組 第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組 第3 刑事手続への関与拡充への取組 第4 支援等のための体制整備への取組 第5 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組 ○ 「経済財政運営と改革の基本方針2020」(令和2年7月17日閣議決定) <ul style="list-style-type: none"> 第3章 「新たな日常」の実現 <ul style="list-style-type: none"> 5 「新たな日常」構築の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備(デジタルニューディティール) <ul style="list-style-type: none"> (3) 新しい働き方・暮らし方 <ul style="list-style-type: none"> ② 少子化対策・女性活躍 					

令和3年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

基本目標7 業績目標1

(警察庁3-18)

基本目標	安心できるIT社会の実現	政策所管課	企画課、情報技術犯罪対策課、警備企画課、情報技術解析課	政策評価実施予定時期	令和4年7月頃							
業績目標	サイバーセキュリティの確保とサイバー犯罪・サイバー攻撃の抑止	政策体系上の位置付け	安心できるIT社会の実現									
業績目標の説明	ITが国民生活や社会経済活動に多大な影響を与える存在となっていることを踏まえ、サイバー空間をめぐる脅威に対処するとともに、サイバー犯罪の取締り、サイバー攻撃対策等を総合的に進めることにより、安心できるIT社会を実現する。											
業績指標	達成目標	基準年	達成年	年(年度)ごの実績値・施策の推進状況(実績)							目標設定の考え方及び根拠	
				項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成28～令和2年度(平均)		令和3年度
① サイバー犯罪対策に係る取組状況(事例)	サイバー犯罪の積極的かつ的確な検挙、各種被害防止対策の実施等により、サイバー犯罪対策を推進する。		令和3年度	-							サイバー犯罪の検挙、各種施策等の推進状況は、サイバー犯罪の抑止の度合いを測る一つの指標となるため。	
② サイバー攻撃対策に係る取組状況(事例)	関係機関との連携、共同対処訓練等を通じたサイバー攻撃の標的となるおそれのある国内の事業者等のセキュリティレベルの向上の促進等により、サイバー攻撃対策を推進する。		令和3年度	-							関係機関との連携、共同対処訓練等を通じたサイバー攻撃の標的となるおそれのある国内の事業者等のセキュリティレベルの向上の促進状況は、サイバー攻撃による被害の未然防止・拡大防止等の度合いを測る一つの指標となるため。	
参考指標				年ごの実績値							参考指標の考え方	
				項目	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年		令和3年	
① サイバー犯罪(注1)の検挙件数				合計(件)	8,324	9,014	9,040	9,519	9,875			サイバー犯罪の検挙件数は、業績指標①をめぐり情勢等を把握・分析する際の参考指標となる。
				不正アクセス行為の禁止等に関する法律違反	502	648	564	816	609			
				コンピュータ・電磁的記録対象犯罪	374	355	349	436	563			
				児童買春・児童ポルノ法違反	2,002	2,225	2,057	2,281	2,015			
				詐欺	828	1,084	972	977	1,297			
				著作権法違反	586	398	691	451	363			
				上記以外の罪種	4,032	4,304	4,407	4,558	5,028			
② サイバー犯罪等に関する相談受理件数				合計(件)	131,518	130,011	126,815	115,010	139,531			サイバー犯罪等に関する相談受理件数は、業績指標①をめぐり情勢等を把握・分析する際の参考指標となる。
③ インターネットバンキングに係る不正送金事犯の発生件数及び被害額				発生件数(件)	1,291	425	322	1,872	1,734			インターネットバンキングに係る不正送金事犯の発生件数及び被害額は、業績指標①及び②をめぐり情勢等を把握・分析する際の参考指標となる。
				被害額(万円)	168,700	108,100	46,100	252,100	113,300			
④ インターネット・ホットラインセンターが受理した違法情報件数				違法情報(件)(注2)	33,284	27,016	35,951	26,656	63,189			インターネット・ホットラインセンターが受理した違法情報の件数は、業績指標①及び②をめぐり情勢等を把握・分析する際の参考指標となる。

⑤	サイバー防犯ボランティア団体数	サイバー防犯ボランティア団体数(団体)	202	221	244	274	262		サイバー防犯ボランティア団体数は、業績指標①をめぐる情勢等を把握・分析する際の参考指標となる。
⑥	標的型メール攻撃の把握件数(注3)	標的型メール攻撃の把握件数(件)	4,046	6,027	6,740	5,301	4,119		「サイバーインテリジェンス情報共有ネットワーク」を通じて警察が把握した標的型メール攻撃の件数は、業績指標②をめぐる情勢等を把握・分析する際の参考指標となる。
⑦	サイバーテロ(注4)の発生件数	発生件数(件)	0	0	0	0	0		サイバーテロの発生件数は、業績指標②をめぐる情勢等を把握・分析する際の参考指標となる。
⑧	サイバー空間における探索行為等(注5)とみられるアクセス件数	アクセス件数(件/日・IPアドレス)(注6)	1,692.0	1,893.0	2,752.8	4,192.0	6,506.4		インターネットとの接続点に設置しているセンサーにおいて検知したサイバー空間における探索行為等とみられるアクセス件数は、業績指標②をめぐる情勢等を把握・分析する際の参考指標となる。
⑨	サイバーセキュリティ対策研究・研修センター等における入校者数(延べ人数)	入校者数(人)	252	252	254	254	30		サイバーセキュリティ対策研究・研修センター等における入校者数は、業績指標①及び②をめぐる情勢等を把握・分析する際の参考指標となる。
⑩	外部委託教養受講者数(警察庁実施)	受講者数(人)	190	192	240	192	0		外部委託教養受講者数は、業績指標①及び②をめぐる情勢等を把握・分析する際の参考指標となる。

注1 高度情報通信ネットワークを利用した犯罪やコンピュータ又は電磁的記録を対象とした犯罪等の情報技術を利用した犯罪
注2 児童ポルノ画像、わいせつ画像、覚醒剤等規制薬物の広告に関する情報等、インターネット上に掲載すること自体が違法となる情報
注3 警察と情報窃取の標的となるおそれのある事業者等との間でサイバー攻撃に関する情報共有を行う枠組みである「サイバーインテリジェンス情報共有ネットワーク」の連携事業者等(令和3年1月現在、約8,100の事業者等)から報告を受けた件数
注4 重要インフラの基幹システムに対する電子的攻撃又は重要インフラの基幹システムにおける重大な障害で電子的攻撃による可能性が高いもの
注5 インターネットとの接続点に設置しているセンサー(1つのセンサーにつき1IPアドレスが付与されている)において検知した、各種攻撃を試みるための探索行為を含む、通常のインターネット利用では想定されない接続情報
注6 アクセス件数の1日・1IPアドレス(センサー)当たりの平均値

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		令和3年度 概算要求額	関連する 業績指標	達成手段の概要等	令和3年度行政事業レビュー	
	令和元年度	令和2年度				事業番号	事業名
(1) 全国協働捜査方式等の推進、捜査官の育成、各種資機材の整備等によるサイバー犯罪対策の体制の強化(13年度)				①・参①・参③	効率的な捜査活動を実施するための全国協働捜査方式等を活用し、サイバー犯罪の取締りを推進する。また、サイバー犯罪対策に従事する警察職員に対し、サイバー犯罪に関する専門知識を習得させるための研修を実施するほか、サイバー犯罪捜査や解析のために必要な資機材を整備するなどして、適正なサイバー犯罪捜査を推進するとともに、サイバー犯罪の抑止を図る。	R2-70 R2-71 R2-74	サイバー空間における脅威への対処に係る人材育成 サイバー空間における脅威に対処するための資機材の整備・拡充 サイバー犯罪取締りの推進
(2) 警察職員への研修等によるサイバー攻撃対策のための体制の強化(13年度)				②・参⑦	サイバー攻撃対策に従事する警察職員に対し、サイバー攻撃手法等に関する研修及び民間委託による訓練等を実施するほか、サイバー攻撃対策用資機材を整備するなどし、サイバー攻撃の発生及び被害の拡大の防止を図る。	R2-70 R2-71 R2-75	サイバー空間における脅威への対処に係る人材育成 サイバー空間における脅威に対処するための資機材の整備・拡充 大規模産業型制御システム模擬装置整備
(3) 予防・捜査等の推進に必要なインターネット観測の推進(25年度)				②・参⑦・参⑧	リアルタイム検知ネットワークシステムを運用しサイバー攻撃の予兆・実態把握を行い、サイバー攻撃の発生及び被害の拡大の防止を図る。		
(4) 情勢に対応した訓練環境の充実(25年度)				①・②・参①・参⑦	各種サイバー犯罪事案やサイバー攻撃事案を疑似的に体験できる訓練環境を充実させるとともに、全国警察のサイバー犯罪対策やサイバー攻撃対策を担当する職員等に対して実践的な訓練を実施するなどし、サイバー犯罪の抑止並びにサイバー攻撃の発生及び被害の拡大の防止を図る。	R2-70	サイバー空間における脅威への対処に係る人材育成
(5) 各種講演やセミナーによる研修及びウェブサイト等を活用した情報発信を通じたサイバーセキュリティ対策に関する広報啓発(14年度)				①・参①・参③	民間団体が主催するイベント等において講演やセミナーを実施するほか、警察庁ウェブサイトのサイバー犯罪対策のページや警察庁ウェブサイト「@police」、警察庁公式twitterアカウント等を活用し、サイバーセキュリティに関する広報啓発を行い、積極的な通報を喚起するなどし、サイバー犯罪の抑止を図る。	R2-73	アクセス制御機能に関する技術の研究開発の状況等に関する調査及び広報啓発等
(6) サイバーテロ対策協議会、共同対処訓練等の実施による重要インフラ事業者等との連携(19年度)				②・参⑦	個々の重要インフラ事業者等に対する脅威情報の提供や助言、事案発生を想定した共同対処訓練の実施やサイバー攻撃に関する情報の共有等により、サイバー攻撃の標的となるおそれのある国内の事業者等との連携を強化し、サイバー攻撃の発生及び被害の拡大の防止を図る。	R2-71	サイバー空間における脅威に対処するための資機材の整備・拡充
(7) 情報窃取の標的となるおそれのある事業者等との連携(24年度)				②・参⑥	サイバー攻撃に関する情報を集約・分析し、その結果を事業者等と共有することで、サイバー攻撃の標的となるおそれのある国内の事業者等との連携を強化し、サイバーインテリジェンスの発生及び被害の拡大の防止を図る。		
(8) 国際捜査協力及びサイバーセキュリティに関する情報共有等によるサイバー犯罪取締り等のための国際連携の強化(15年度)				①・②・参①・参③・参⑦	G7ローマ/リヨングループのハイクエスト犯罪サブグループ会合やサイバー犯罪に係る二国間協議等への出席、国際刑事警察機構(ICPO)を通じたサイバー犯罪・サイバー攻撃事案に係る国際捜査共助の実施等により、犯罪取締り等のための諸外国との国際連携を強化し、サイバー犯罪の抑止並びにサイバー攻撃の発生及び被害の拡大の防止を図る。	R3-6	海外における電子証拠取得等のサイバー犯罪捜査制度に関する調査研究に要する経費

(9) 先進的なサイバー犯罪に対応するための効果的な抑止・捜査手法の活用(19年度)	①・参①・参③	海外サーバに開設された偽サイト等に関する情報をウイルス対策ソフト事業者等に提供し、関係事業者において、インターネット利用者がこれらのサイトを閲覧しようとした際にコンピュータ画面に警告を表示させるなどの対策を実施する。 また、サイバー犯罪の捜査情報を共有するシステムを運用し、各都道府県警察において個別に把握したサイバー犯罪に関する捜査情報等の共有を図るなど、合同・共同捜査を積極的に推進して効果的な捜査活動を行い、サイバー犯罪の抑止を図る。	R2-74	サイバー犯罪取締りの推進
(10) 情報技術解析に係る関係機関との連携強化(20年度)	①・②・参①・参③・参⑦	情報技術の解析に係る国内外の関係機関、民間有識者等との情報共有を行い、サイバー犯罪の抑止並びにサイバー攻撃の発生及び被害の拡大の防止を図る。		
(11) 産業界等との連携強化(13年度)	①・参①・参③	産学官連携によるサイバー空間の脅威への対処を目的とする日本サイバー犯罪対策センターの活動への参画等により、サイバー犯罪情勢や対策の在り方、インターネットに係る最新の技術に関する情報等について情報交換を行い、民間企業等との協力を推進するなどし、サイバー犯罪の抑止を図る。	R2-73 R2-74	アクセス制御機能に関する技術の研究開発の状況等に関する調査及び広報啓発等 サイバー犯罪取締りの推進
(12) インターネット・ホットライン業務(注7)の効果的運用(18年度)	①・参①・参④	一般のインターネット利用者等から違法情報等に関する通報を受理し、警察への通報やサイト管理者等への削除依頼等を行うインターネット・ホットラインセンターを、民間委託により引き続き運用することにより、各都道府県警察において効果的かつ効果的な取締りを推進し、サイバー犯罪の抑止を図る。	R2-72	インターネット・ホットライン業務等
(13) サイバー防犯ボランティアの育成・支援(24年度)	①・参①・参④・参⑤	警察庁ウェブサイトにおいて、全国のサイバー防犯ボランティアの活動の参考となるような取組を行っている団体を紹介するなどして、サイバー防犯ボランティアの育成・支援を推進することにより、サイバー犯罪の抑止を図る。	R2-72	インターネット・ホットライン業務等
注7 一般のインターネット利用者等からインターネット上の違法情報(児童ポルノ画像、わいせつ画像、覚醒剤等規制薬物の広告に関する情報等、インターネット上に掲載すること自体が違法となる情報)等に係る通報を受け付け、警察に通報したり、サイト管理者等に削除依頼を実施する業務				
基本目標に関する予算額等	基本目標に関する予算額は、令和元年度執行額395,825千円(179,994,112千円)、令和2年度当初予算額1,131,813千円(157,497,903千円)、令和3年度当初予算額272,219千円(127,906,259千円)である(情報技術犯罪対策費、〈〉内は複数の政策にわたる経費)。			
業績目標に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「『世界一安全な日本』創造戦略」(平成25年12月10日閣議決定) <ul style="list-style-type: none"> Ⅲ 戦略の内容 <ul style="list-style-type: none"> 1 世界最高水準の安全なサイバー空間の構築 ○ 「未来投資戦略2018」(平成30年6月15日閣議決定) <ul style="list-style-type: none"> 第2 具体的施策 <ul style="list-style-type: none"> Ⅱ 経済構造革新への基盤づくり <ul style="list-style-type: none"> [1] データ駆動型社会の共有インフラの整備 <ul style="list-style-type: none"> 1. 基盤システム・技術への投資促進 <ul style="list-style-type: none"> (3) 新たに講ずべき具体的施策 <ul style="list-style-type: none"> ii) サイバーセキュリティの確保 ○ 「サイバーセキュリティ戦略」(平成30年7月27日閣議決定) <ul style="list-style-type: none"> 4 目的達成のための施策 <ul style="list-style-type: none"> 4.2 国民が安全で安心して暮らせる社会の実現 <ul style="list-style-type: none"> 4.2.1 国民・社会を守るための取組 <ul style="list-style-type: none"> (2) サイバー犯罪への対策 			